

## 総務委員会会議録

平成20年 5月21日(水)

(開 会) 10:07

(閉 会) 15:25

### ○ 委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

### ○ 契約課長

それでは補足説明をいたします。条件付き一般競争入札の導入につきまして、お手元に配付しております入札制度についての資料に基づき、ご説明をいたします。まず資料1の「平成20年度市内(土木・建築)業者の格付け変更について」をご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

今回の格付けの変更は、本年7月より設計金額が1千万円以上の土木・建築工事において試行実施いたします条件付き一般競争入札に対応するために、市内の土木業者及び建築業者のランクの見直しを行うものであります。今回の格付け変更でございますが、2月4日の総務委員会に提案させていただきました「飯塚市建設工事条件付き一般競争入札実施要領並びにその運用基準」に基づきまして、土木業者につきましては現行の6ランクを4ランクに、建築業者につきましては現行の6ランクを3ランクに改めるというものでございます。変更格付けの基本方針としましては、一般競争入札を実施する場合の参加者数は20社から30社以上とするという全国知事会の指針に従いまして、全体で170社おります土木業者におきましては、Ⅲ等級以上の各ランクの業者数を30社以上に、全体の業者数が76社しかない建築業者につきましては、Ⅱ等級以上の各ランクの業者数を20社以上確保したなかで、特定建設業の許可の有無や対象金額に対する施工能力等を考慮した上で総合点数を定めております。土木業者につきましてはⅠ・Ⅱ・Ⅲ等級を概ね20%ずつに、それからⅣ等級を概ね40%に、建築業者につきましてはⅠ・Ⅱ等級を概ね30%ずつに、Ⅲ等級を概ね40%になるよう格付けし、5点刻みにて等級ごとの線引きを行っております。

まず、平成20年度市内土木業者格付新等級表にて説明をさせていただきます。新等級表の見方でございますが、左から等級、対象となります設計金額、総合点数、その総合点数による業者数であります。等級ごとに説明いたしますと、Ⅰ等級でございますが、点数を835点以上としてその結果業者数は34社、Ⅱ等級は795点以上835点未満とし業者数は35社、Ⅲ等級は740点以上795点未満とし業者数は34社、最後にⅣ等級は740点未満とし業者数は67社となっております。

次に建築業者でございますが、等級ごとに説明いたしますと、Ⅰ等級でございますが、740点以上としてその結果業者数は22社で、Ⅱ等級は685点以上740点未満とし業者数は23社、最後にⅢ等級は685点未満とし業者数は31社となっております。なお、本市の格付け基準の中に「特定建設業の許可のない土木・建築業者でA等級すなわち設計金額7千万円以上の工事を対象とする等級に該当した場合は下位等級の格付けとする」という規定がありますので、新等級の格付けにおいても特定建設業の許可のない業者でⅠ等級に該当した場合はⅡ等級の格付けとするものです。以上で新等級表についての説明を終わらせていただきます。

2ページをお願いいたします。7月1日から条件付き一般競争入札を実施することに伴いまして、関係規定を見直すわけでございますが、本年度は試行期間としてこの一般競争入札を実施いたしますので、これに係わる部分につきましては、本年度中の特例措置として現行の各基準を読み替える規定を定めるものでございます。

まず、飯塚市競争入札参加者格付基準についてですが、これは先ほどご説明いたしました土木・建築の現行のAからFまでの6等級の格付けを、土木については4等級に、建築については3等級に改めるものであります。

3ページをお願いいたします。同じく格付け基準でございますが、第3条第2項では先ほどご説明いたしました特定建設業の許可を持たないものを下位等級に格付けする規定ですが、現行のA等級をI等級に、B等級をII等級に改めるものでございます。なお、附則において施行期日及び経過措置を謳っております。

4ページをお願いいたします。飯塚市建設工事指名競争入札参加者指名基準別表第1でございますが、等級の変更に伴います指名競争入札の指名基準を改めるものであります。

5ページをお願いいたします。同じく別表第2でございますが、一般競争入札の対象外となります1千万円未満の現行のE・F等級における6社以上という基準を、土木IV等級・建築III等級とも10社以上に改めようとするものであります。現行のE・F等級の指名の方法は、上位からの順番制によりまして6社を選考いたしておりますが、近年の工事発注件数の減少に伴いまして1年間で下位の業者まで指名が一度も来ないような状況になっております。そこで、業者の参加の機会均等と指名競争入札においても競争性の確保を図る観点から、10社以上としようとするものであります。なお、1千万円以上であっても災害などの緊急施工を要するなど市長が特に必要と認める場合には指名競争による入札を実施できる旨の規定を一般競争入札の実施要領に謳っておりますので、それに対応するために土木のI・II・III等級及び建築のI・II等級につきましても10社以上の規定を設けているものであります。

6ページをお願いいたします。飯塚市建設工事請負指名運用基準でございますが、右側の現行の指名運用基準の第2条第2項第1号は、土木・建築工事のA・B・C・D等級については全社指名とし、指名基準で定める業者数に不足する場合はA工事の場合はBから、B・C・D工事の場合は直近上位から借りてくる旨の選考方法を規定したものであります。これを今回改正いたします新しい等級格付けのI・II・III等級に置き換えたものが左側の改正部分であります。次に、第2号は現行ではE・F工事は指名基準の範囲内で6社と定め、これに不足する場合は直近上位ランクから借りてくる旨を定めておりますが、これを土木のIV、建築のIII等級の工事について先ほどご説明しましたように10社と定め、これに不足する場合は直近上位ランクから借りてくる旨を謳ったものであります。以上が、今回の土木・建築業者の格付け変更に伴いまして、現行の各基準を見直したものでございます。

続きまして8ページをお願いいたします。平成20年4月1日から、この試行に伴いますものとして先に実施しておりますその他の制度改正でございますが、入札制度におけるさらなる透明性を確保し、不正行為排除のための罰則を強化すると共に、工事の適正な履行を図るために、次のような制度改正をしております。一番目といたしまして、現場説明会の廃止でございます。これは、契約課が発注する入札案件において、一堂に会する現場説明会を原則として廃止したところでございます。それから二つ目といたしましては、予定価格の事前公表についてでございますけれども、50万円以上の建設とコンサルタント業務委託においても、予定価格の事前公表を開始いたしましたところでございます。三つ目といたしまして、指名停止措置要綱の一部改正についてでございますけれども、主な改正内容は、本市発注工事に関しての独占禁止法違反行為及び談合または競売入札妨害における指名停止期間の最大月数を18ヶ月から24ヶ月に延長いたしております。また、談合情報に基づき指名停止措置を受けたものが、その満了期間の3ヵ年を経過するまでの間に再度談合等に基づく指名停止措置を受けた場合は当該期間を2倍にする規定がございますが、これの最大月数を24ヶ月から36ヶ月に延長したところでございます。四つ目といたしまして、最低制限価格の対象金額の拡大についてでございますけれども、建設工事において最低制限価格を設定する金額を今まで5千万円以上としていた

ものから、今回、1千万円以上の工事に拡大したところであります。

以上、今回の改正点についての説明でございますけれども、引き続き、前回、2月4日の総務委員会においてご指摘、質疑を受けていたものについて、続けて報告をさせていただきます。3点ほど質疑がっておりますけれども、その回答ということで、一つといたしましては談合に対する罰則の強化、それからもう一つは談合における内部告発制度ということでございました。それから三つ目は一般競争入札での応募する際の辞退に対する対応についてということで、質疑がなされておりましたので、それについて回答いたします。まず、一番目の、談合に対する罰則の強化についてでございますけれども、先ほどの「その他の制度改正」のなかで説明させていただきましたとおりの内容でございます。本市の指名停止措置要綱を改正し、談合部分に対する罰則を強化いたしております。最高3年というところでございます。

二つ目といたしまして、談合における内部告発制度についてでございますけれども、これは平成18年1月に改正された独占禁止法の中で、事業所が自ら関与した談合につきまして、その違反内容を公正取引委員会に報告した場合、課徴金が減免される制度が創設されております。この制度では公正取引委員会が立入検査を行う前に早期に報告するほど、課徴金の減免額が大きくなるもので、立入検査前の1番目の申請者については全額免除、2番目の申請者については50%の減額、3番目の申請者又は立入検査後の申請者については30%の減額とされており、合計3社までが減免の適用を受けることができるとされております。福岡県や北九州市などでは、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときは、減免率に関係なく指名停止期間を2分の1に短縮する取り扱いをしているようであります。この内部告発を奨励する制度として課徴金減免制度が設けられていることから、本市においても、この制度を利用した中での指名停止の軽減等の措置について、今後についても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから三つ目の、一般競争入札での応募辞退に対する対応でございますけれども、競争性を高めるために参加対象業者数を増やして一般競争入札を実施いたすところですが、工事発注本数が減っている中で、競争が激化されるのでこれまでよりも参加者が増えるのではと予想しておりますが、その一方では、指名を受ければ入札に参加する義務があるとの思いから、受注を希望しない場合でも入札に参加していた業者があったとすれば、この一般競争入札の実施で、業者側が工事案件を選んで入札に参加できますので、逆に入札参加者が減ることも想定されます。いずれにしても、本市で初めて実施する制度でありまして、どのような参加状況になるかは現在のところは、はっきりいたしません。今回の試行の状況を見ながら、推移を見ながら対応を考えていきたいと考えております。以上でございます。報告を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料および補足説明を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永露委員

私たち総務委員会は、入札制度についての特別付託を受けているわけです。で、私が考えます特別付託というものは、今、飯塚市が抱えるいろんな問題について、執行部と議会が一体となって、より良い方向付けをしていこうじゃないか、していきましょうよというのが、この特別付託における大きなテーマであるというふうに考えておりますけれども、そのような理解でよろしいのでしょうか。

○ 契約課長

そのように思っております。

○ 永露委員

図らずも一致しましたので次に入りますが、そうでありますと、私が前回、2月に三つの問

題提起をいたしております。その中で、この入札制度の改革について、私は罰則規定は大きなウェイトを占めているものというふうに理解をしておったんです。で、罰則の内容についても、今日恐らく提案があるだろう、それを受けて、じゃあ、どういう形が一番妥当なのかということ、当然、今日協議し、議論をするものだと思っておりました。ところが、今日の資料を見ますと、罰則の改正については、もう実施してるんですね。4月1日から実施になっていきますね。どういうことですか。これは、ただ議会に報告して、あとは言いおく、聞きおくだけですか。今日の議論には関係ないということですか。私はその重要性について、2月の委員会で申し上げております。そのことについての提案が、今日あるというふうに思っておりました。ところがこれは、もう4月1日に実施ということですね。これは、議会の意見は聞く必用がないということですか。

○ 契約課長

2月4日の総務委員会において、この罰則規定の「24ヶ月」というところのものでございますけれども、その最大月数を36ヶ月ということで議論がなされていたかと思っておりますけれども、先ほど委員が申されましたように、4月1日から既に入ってるじゃないかというところでございますけれども、この中で実際、地方自治法施行令第167条の4第2項によります、排除に関する規定がありますが、これが平成20年2月14日付の施行令の改正によるところから、これが2年間から3年以内といったところの期間に改正がされましたことによりまして、実際には7月から一般競争入札の試行に入るというところを踏まえたところで、大変失礼ではありましたが、4月1日からの施行によるということから実施させていただいたところでございます。

○ 永露委員

今話を聞きますと、別に飯塚市が考えてこういうことやろうと決めたわけではないということでしょう。そうでしょう。上部法律の改正に伴って、4月1日になりますからそれに合わせて4月1日からの改正にしましたということでしょう。違いますかね。

私どもは、当初申し上げておったのは、罰則規定というのは談合の大きな抑止力になりますので、少なくとも飯塚市独自の考え方を打ち出していくべきだ、と。県がどうあろうが、国がどうあろうが、飯塚市としては談合防止のためにこういう姿勢で臨むんだというものを、ぜひ示していただきたい、と。そのお考えを次回に示しますということで、議会事務局長にもうなっておられますけど当時の課長は言われたんです。じゃあ、私どもは、これはどのように申し上げればいいんですか。どこでどのような議論をすればいいんですか。

○ 契約課長

この最大36ヶ月というところの説明については先ほど申し上げましたけれども、そういった部分、例えば、地方自治法が変わったからそのまま3年以内にしたのかということでございますけれども、やはり地方自治法施行令の主旨にも基づきまして、実際には最大3年以内のところを適用した中で施行させていただいているところで、そういうところでご理解をお願いしたいと思います。

○ 永露委員

あなた方が地方自治法の改正に伴って、それに合わせて最大限36ヶ月でやりたい、原則24ヶ月、プラス12の36ヶ月で、そういう形でやりたい、というものであるならわかりますけれども、やると決めてここに報告してるだけでしょ。ですから私が当初申し上げた、この特別付託の意義は何ですか、意味合いはなんですかと申し上げた。その時に私とあなたの考え方が一致しました。お互いが一体となってより良い方向付けをやっていきましょうよ、という認識をあなたも言われました。私もそのとおりだと思っておりますが、少なくともこの件については全くそれがなされていない。いかがでしょう。

○ 契約課長

この件につきましては、2月4日の総務委員会でも議論がなされたところでありますけれども、先ほど委員のほうから言われました、「飯塚市独自の」というところでもお話しも出ましたけれども、私どもも検討した中で、地方自治法施行令の中でも3年ということになっておりますので、そういった規定を適用し、4月1日からの施行としております。今後、この「3年」というものがどういうふうに移していかかわかりませんが、私どもとしましても罰則の強化という意味からは当然検討するところがあるかと思っておりますけれども、実際には3年以内の期間ということで考えております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:31

再開 10:38

委員会を再開します。

○ 契約課長

大変失礼いたしました。私のほうの理解不足もありまして、ご迷惑をかけております。前回の総務委員会の中で、答弁といたしまして、24ヶ月を36ヶ月ということについてのペナルティ強化という意味から現在検討しているということで、早ければ来年度からでも、と。その後については強化した中で措置要領を作成していきたいというふうにご答弁申し上げておるところでございまして、私どもとしてはそういった中での考え方といいますか、それを4月1日からということを実施しておるところで、私の認識不足もありましたけれども、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○ 永露委員

私も前回の委員会で申し上げましたように、とにかく談合を絶対に許さない、談合はどんなことがあっても阻止するんだ、もしそういうものが、談合が摘発された場合には飯塚市としてはこういう強い姿勢で臨むんだという、それがないと駄目なんです。でも、前回私が質疑をした中でのご提案もありましたけど、その中からは少しも見えてこない、それが。どんなことがあっても談合を防止するんだという気持ちが伝わってこないのですよ。本当に談合をなくすんだ、防止するんだという強い気持ちは、あなた、ありますか。その気持ちがあれば必然的に、じゃあそのためにどういうものをしなければならぬかというのは必然的に出てくるはずなんです。それが出てこない。出てこないということは、逆に言えば本気でやる気がないということでしょう。本気でやる気があるんですか。

○ 契約課長

委員がおっしゃったとおり、一生懸命取り組む所存でございまして。やはり談合というのはあってはならないこととございまして、こういった罰則の強化もさることながら、それ以前に入札制度の見直しを含めた中で精一杯頑張りたいというふうに思っております。

○ 永露委員

精一杯頑張るでは駄目なんです。それで、例えば今の指名停止の期間ですけれども、あなたの方の考えは既に固まって4月1日から施行する。それについては、通常の場合は24ヶ月。で、3年間の、言い方は悪いけれども執行猶予的な期間の中で再度やれば36ヶ月。甘い。それで本当に談合の抑止力になると思いませんか。この罰則というのは、大きな抑止力の一つなんです。刑事罰は刑事罰でありますけれども、一番大事なのは公共工事の指名に参加できないということが、企業にとってはものすごいデメリットなんです。だから、談合と、後の処分問題等を考えて、天秤にかけて、これじゃ割が合わんと思えば、談合の大きな抑止力になるんです、それが。じゃあ、なぜ24を36なんです。5年でも10年でもいいじゃないですか。これは

立派な刑事犯ですよ。刑事犯が確定したものに対する措置として、自治体の措置として指名停止を、例えば5年・10年でやるという姿勢であってもいいわけでしょう。なんでそこが24月から36月なんですか。なぜそれが5年・10年という姿勢が出てこないんですか。理由はなんですか。

○ 契約課長

この3年以内という罰則でございますけれども、先ほどから申ししておりますように、地方自治法上の「3年」ということでありますので、本市においてもそのようなことで罰則の規定については最大3年ということにしておるところでございます。

○ 永露委員

悪い言い方をすれば、まさに横並び主義なんですよ、あなたの考え方は。非常にお役所的な考え方なんですよ。よそはこうであるけれども、飯塚市はこういう姿勢で臨むんだというものをぜひ出していただきたいという気持ちがあって、前回私は申し上げたんです。5年・10年、なんで出来ないのですか。やろうとすれば出来るんでしょう。そういう強い姿勢が打ち出せないんですか。最後にしますから言ってください。

○ 契約課長

これは、先ほどから再三申し上げておるところでございますけれども、地方自治法施行令の中に「一般競争入札の参加者の資格」というところがございまして、「普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定め」というところがあります。一般競争入札に参加させないことができるということでもありますけれども、その中に「競争入札またはせり売りにおいて、その公正な施行を妨げたとき、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合したとき」ということになっておりますことから、3年以内というところで罰則の規定を設けておるところでございます。

○ 永露委員

私は大きな不満を感じておりますので、この指名停止の問題については、もう少し詰めて考えてください。本気でやる気があるのなら、その姿勢を見せてくださいよ。お願いします。それともう一点は、一般競争入札にした場合、通常の一般競争入札でありますといいんですけれども、うちの場合は残念ながら条件付き。いわゆる限定ですね。限定の一般競争入札ですから、範囲は今までの指名競争入札とあまり変わらないんです。その中で、どうぞ応募してくださいという形でしょ。で、一番私が危惧いたしました、その中での応募者数の減、これに対して具体的な対応ができないんですよね。前回、それが2社であっても、それは受けざるを得ないという話になっておりますから、応募の数によって、それが2社であれ3社であれ、当然それは粛々と実施しなければならないという形になって、何のための制度改革かという話になるわけです。ですから、私は逆に、今度ランクを、だいたい30とか40くらいに分かれましたですね。で、今回のような制度でいくよりも、むしろ、このランクの全社指名を行なったほうが、より良いんですよ。そこで30、40社が指名を受けて、その中で非常に談合がやりづらいという状況が出てきます。ところが、一般競争入札でいきますと、基本的に応募制ですので、その中で、前回言いましたように、内部で調整が行なわれますと手の打ちようがないんです。内部調整は恐らくこれは談合になりませんので。内部調整が堂々で行なわれて、そこで出てくるものについて何の対応もできないというのが現状でしょ。これじゃ、何のための制度改革か。言葉だけはいいいんですよ。一般競争入札。一般競争入札にすると談合がやりづらくなるとかね。透明性とか公正性があるとかいうふうに通常は思われていますけど、今回の飯塚市の制度改革においては、それがあまり役に立たない。それよりもむしろ、指名において全社指名をしたほうがよっぽど抑止力があると私は考えておるんですが、いかがですか。

○ 契約課長

今、委員のお考えということでお話をされておりましたけれども、契約課といたしましては実際に条件付きの一般競争入札を行なうということで公告をしまして、例えば、I等級であれば三十数社ありますけれども、その部分についてそれぞれが応募してくるということで、目に見えないといえますか、実際にはその中で誰が応募したかということは公表しませんので、実際にはその中では競争性もさることながら、透明性といった部分も当然出てきますので、それによることから一般競争入札を試行というところで考えておるところでございます。全社指名ということでお話をされておりましたけれども、そういう考え方もあるかもわかりませんが、実際にはその指針に基づきまして一般競争入札をというところで考えておるところでございます。そういったところで、ぜひ、7月1日からは一般競争入札という考え方で進めていきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

私ども、一般競争入札についてとやかく批判をするつもりはありません。原則、基本的には良いことだろうと思うんです。ところが、よくよく考えていくと、これは、何のために一般競争入札制度を取り入れるのかということは、いわゆる談合防止でしょうが、早い話が。ところが、現実問題としてそういういろんな、抜け道という言い方は失礼かもしれませんが、そういうものがいろいろ見えますので、それについて、まだ一度もやっておりませんので結果としてどうなるかわかりませんが、ただ、そういう問題が浮き彫りにされた時には改めてこの制度についての検討をぜひやっていただきたいと思いますが、その気持ちはありますか。

○ 契約課長

7月1日から実際に試行していくわけでございますけれども、初めてこれを導入することによってございまして、いろんな問題点等が発生してくるかと考えております。それについては、試行する期間の中でいろいろ検討を重ねて、より良い入札制度という形で進めていきたいというふうに考えております。

○ 永露委員

三番目をお願いしておりました内部告発ですね。先ほど、課長ちょっと説明があつて、ちょっと理解できなかったんですけども、7月1日から一般競争入札を実施しようとしておられるんですが、それに伴ってこの内部告発の導入をきちんとするというお考えなんですか、どうなんですか。今、こういう制度はあるけれども、飯塚市としては今回は見送るというのか、いや、飯塚市もこの制度改革に合わせて内部告発制度の導入も一緒にやるというのか、どちらなんですか。

○ 契約課長

この内部告発に関してでございますけれども、今、契約課のほうで考えておりますのは、もう少し時間を頂きたいと思っております。さらに検討中とさせていただきます、その内部告発制度についてはもう少し時間を頂きたいというふうに思っております。

○ 永露委員

談合を防止する一つのウェイトとして、この内部告発制度が、これが実際にどのような形で機能するのかが別問題として、こういう制度があるということだけで非常に談合がやりづらくなります。最初にこういう相談があつて、もちろん告発した人も刑事措置は免れませんので、当然それはそれでなりますけれども、ただ、例えば指名停止等の処分は免責されるということになると、その制度があるだけで、なかなかつかつたことは言えないという話になるわけですよ。それが非常に大きな抑止力になるんです。ですから私は、ぜひ導入していただきたい。早く導入していただきたい。それが一番の談合の抑止力になると私は思っておりますが、課長、いかがですか。

○ 契約課長

私も委員と同じような気持ちでございまして、出来るだけ早い時期にこの件については検討いたしまして、結果を出したいというふうに考えております。

○ 永露委員

今回の提案がございました内容について、当然、所管課のほうでまずご協議されたんだろうと思うんですね。そのとおりですか。まずそこから。

○ 契約課長

今日、提案申し上げているものについては、入札制度の検討委員会の中で諮りまして、今回提案したものでございます。

○ 永露委員

そうしますと当然、所管の部長も内容については検討され、基本的なものは同意されたということで、部長、よろしいんですか。

○ 総務部長

4月から総務部長を拝命いたしました、検討委員会の中にも参加いたしておりますので、そのように認識いたしております。

○ 永露委員

そうしますと、部長の基本的なお考えとしては、今日提案がありました、例えば指名停止、内部告発等の問題については、今、課長が言われたことと全くの同意見と私どもは受け取ってよろしいですか。

○ 総務部長

そのとおりでございます。

○ 委員長

暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 10:55

再開 11:02

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

日本共産党の川上直喜です。今日配付の資料の8枚目、最後のページにですね、「その他の制度改正について」という資料があって、説明もあっております。最初に、現場説明会については既に各方面から談合の温床になるのだということややるべきではないという指摘が随分前からあったわけですね。それで今回、廃止をしたということなんですが、歓迎であります。ただ、この時期までなぜできなかったのかという点をお聞きしたいのと、それともう一つ、ここに「原則として」という言葉があります。そうしますと、例外があるのかというふうにも心配するんですね。この点について、まずお尋ねします。

○ 契約課長

今のご質問でございますけれども、今まで、なんでこの時期かということでございますけれども、一つは、一般競争入札を試行するという中で、以前から出ておりました現場説明会に一堂に会することを廃止するというので、一つは一般競争入札に向けての取り組みの一つというふうに思っております。それからもう一つは、「原則として」ということでございますけれども、現場説明会で一堂に会することを廃止しておりますけれども、どうしても現場に行かなければならない、そういったものについてのみ、やはり現場に行つてそのものを確認しながら説明を行うというものも出てくるやに思っておりますので、そういったところでの「原則」という表現をしております。

○ 川上委員



現場で説明しなければならんということもあるかもしれませんがね。しかし、ここで問題なのは「一堂に会する」ということなんですよね。そのところは、具体的にはどういう場合という想定なんですか。

○ 契約課長

一つは例に取りますと専門工事等があるかと思えますけれども、そうそう出てくる問題ではないと思います。今、委員おっしゃるように一堂に会することがどうか、ということでありませけれども、例えばこれが十何社いた場合に、職員が一人ずつという時間をとらせて、ということも、できればいいんでしょうけれども、そういう時間的な関係もございませし、実際にはそういった部分での、一部分ではありますけれども、特別といったら表現の仕方が悪いかもわかりませけれども、そういう専門工事等についての部分が出てくれば、そういう現場説明会を行うということで、思っております。

○ 川上委員

私はこの点については意見を述べませけれども、工事その他の市の発注事業によって、現場で説明しなければならんということがあるかもしれないと思うんではけれども、その場合でも「一堂に会する」というのは、やるべきではない。これは、例外を認めない、一堂に会することについては。そういうことが重要だと思っております。

次に、工事見積書についてお尋ねします。入札金額の見積の内訳書です。これについては11月13日、私が、本市発注工事において100%近い高い落札率が続いている背景に、日常的な談合システムがないのかどうか調べるべきではないかというふうに繰り返して質問したんです。その質疑のやり取りの中で、あなた方はこの工事見積書に触れて、今後は低入札も含め、全体的に見積書の提出を含め、工事見積書の吟味を検討するというふうに答弁されてるんです。会議録に載っていることなんです、これについてはその後、どのように検討されてますか。

○ 契約課長

今、委員が申されました見積書の関係でございませけれども、これは「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」というものがございませけれども、その中にも適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る関係から、ということで示されておまして、入札に参加しようとする者に対して対象となる工事に係る入札金額と併せて、その内訳を提出させるよう努めるものとなっておりますことから、前回、総務委員会の中でも論議されたところでありませけれども、これについても今、検討をしておまして、できるだけこれも早い時期に、今は7月1日からの一般競争入札の試行ということも考えておるところでございませるので、そこに合わせるのか、実際には検討した中で来年度からという形になるのか、そういった部分も含めて検討を重ねていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

私、前回、2月4日から特に、条件付きの一般競争入札の検討されておる中身について、私の考え方を述べませました。で、談合防止をするうえで、発注者の談合は絶対許さないという固い決意のものにです、ほかの様々な対策と併せて正しく活かしていけば有効であるというふうに、私の意見を述べませました。それは今も変わっていないのですが、その一つの中に、この工事見積書の問題があるわけですね。現地説明会については先ほど言われたように、随分遅れたんだがもう実施されておる、と。で、工事見積書は、今の話だと、一般競争入札の7月試行と一緒に、あるいは来年度になるかな、というようなお話なんです。そこは詰めて考えて、やっぱりしっかりしたものを作らないといけないうだけども、一般競争入札に合わせて、試行であろうと、やるべきだろうと思うんです。例えば埼玉県は、「建設工事等における不備な入札金額、

見積内訳書の取り扱いについて」という通知を出してますね。これはもう内部規定というか、業者も知ってることです。1.として、「未提出または未提出と同等と認められる場合、並びに記載すべき事項が欠けている場合は、当該入札を原則として無効とする」、それから2.「記載事項に誤りがある場合は当該入札を原則として無効とする。なお、明らかに軽微な誤記であると認められる場合には無効としないことができる」、3.「内訳書の確認時において、提出した内訳書に疑義があり、談合の疑いが認められる場合には入札を保留し、埼玉県談合情報対応要領に基づき処理するものとする」と。で、付記として、「これは昨年10月15日以降、入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する」というような、なかなか厳しいですよ。この厳しいのを、あなた方が来年4月以降からだとかいうような発想は、やっぱりおかしい。今度の7月1日ということで、よく研究して実施すべきだというふうに私は思うんですけど、どうですか。

○ 契約課長

今、委員申されましたけれども、実際に7月1日実施の一般競争入札から実際にこれを取り扱うかどうかということでございますけれども、一つは体制作り、業者があることでございまして、実際にはそういった体制作りも必要かと思えますし、周知の徹底も必要かと思えます。出来る限り積極的に、これの導入については検討したいと思っております。

○ 川上委員

その時期を言ってるわけです。続けてお尋ねしますけれども、先ほど同僚委員の質問に対しての答弁で、辞退の問題ですね。確かに、このあいだの総務委員会で、辞退することが多い場合どうするのかという質問に対してあなた方は、2社以上であれば実施するというふうに言ってるんですね。今日、重ねての質問に対して、推移を見ながら対応してまいりますという生ぬるい答弁なんですよ。きちんと、辞退が多い場合、発注者責任でその事態に対応していくというふうに考えられないんですか。

○ 契約課長

今、一般競争入札で参加者が少ない場合ということでございますけれども、例えば30社いるとすれば、その内の数社しか応募がないという現実もありますけれども、実際、本市としましては7月から一般競争入札を導入するわけでございますけれども、その試行をする中で、例えばそういう、現実的に応募者が数社とか、例えば2社とかいうものが引き続き出てくるようなことがあれば、言葉はどうかわかりませんが、調査になるかどうかわかりませんが、実際には導入するうえでの事前の準備不足、そういったところも関係するかもわかりませんが、そういった試行をした中で、例えば業者に対する再度の周知並びにそういったものの説明を行いながら、経過を見ていきたいというふうに思います。例えば、応募者が引き続き少ないということが続けば当然、何らかのアクションといいますか、整理するための手立てが必要かと思っております。それともう一点、例えば業者において自由に応募できるわけですが、その中で仕事によっては、工事の内容によっては業者の中では、この工事については申し込みをやめておこうというような、工事を選んだ中での申し込みになるケースの中にはあるかと思っておりますけれども、そういった部分も含めて内容を整理していきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

今、工事の中身だとか事業の中身の特性についていろいろあるのではないかなというふうなお話だったんですけど、先ほどから言っていることは、ここで調査していることの本質に関わるんだけど、談合問題なんですね。だから、辞退の自由があるでしょ。問題は、それが談合を背景としたものではないかということをお明らかにしないとイケないわけじゃないですか。だから、辞退の自由があったとしても、それが落札率を引き上げるためとか特定の企業をどう

こうするためとかいうような思惑、狙いでやられておれば、通常の許される辞退とは違うでしょう。だから、普通の工事の特性との関係ではなくって、そういうものではないのかという一定の心配を持って対応する必要があると思うんですよ。ずっと見守っていったら、ことによると、高落札率、それからその背景にある談合の日常的なシステムがはびこるかもしれないじゃないですか。今、端境期でしょ。指名競争入札から一般競争入札に変わっていく。旧来からの談合システムがあったとしたら、新しい談合システムに、そういう勢力が変わろうとするじゃないですか、当然ながら。どこに、どういうふうに物を考えていこうとするか、そういう勢力も工夫するでしょう。だからここは、辞退が談合と結びついていないかどうかという角度で、きちんと事情聴取をするという必要があるんじゃないですか。どうですか。

○ 契約課長

今、申されました談合の関係でございますけれども、それを事情聴取するかどうかというところでございますけれども、例えば2社しかなかった場合、これは談合かと決め付けるわけにもいきませんし、実際に情報がなければ、私どもとしては事情聴取という形で取り扱えるものではないというふうに思っております。

○ 川上委員

今、語尾がわかりにくかったんですが、事情聴取を「する」と言われたんですか。

○ 契約課長

事情聴取は難しいものと考えております。

○ 川上委員

どうして事情聴取ができないんですか。難しいと言われましたね。法律で何か問題がありますか。

○ 契約課長

談合があったという情報に基づけば、実際に入札調査委員会のほうにかけることができますけれども、実際には例えば2社だけしか応募がなかっただけで、これが談合であるといったことで事情聴取という形はとれないかと思えます。

○ 川上委員

あなたは私の質問をねじまげて理解しようと努力してるようですね。辞退が多く出ている場合は、どうして辞退をするんですか、というふうに聞けばいいんですよ。辞退の理由を。その時に、部長も聞いてくださいよ、その時にこちらはどういう観点で見るといって、まさかここに談合が背景にあるのではないかという問題意識を持たなければいけないでしょう、いつでも。入札は一貫して談合との闘いじゃないですか、どの段階でも。だから、そういう状況の時に、どうして辞退するんですかと聞いたらおかしいですか。ちょっと今度多いんですよ、と。おたくの場合どういう理由ですか、と聞いていけばいいじゃないですか。談合情報がないから委員会に報告して検討できないという次元とは全然別の話ですよ。どうですか。

○ 契約課長

先ほどもお話ししておりますけれども、例えば2社の話をしておりますけれども、ただそれだけをもちましてどうか、ということでございますけれども、私どもとしては当初から悪意を持った考え方の中で事情聴取をする、これは談合じゃないかという思いの中で事情聴取的なものではないと判断しております。

○ 川上委員

あなた方、おかしいんじゃないですか。今、入札制度改革を検討してるでしょ。テーマは何ですか。それからあなた方は行財政改革をやってるじゃないですか。談合による落札率の引き上げを防止するとか、より談合のしにくい環境を作るといふふうに言ってるんですよ。それなのにあなたは、要するに、今、改革をやってるのは談合との闘いをやってるんですよ。だから

今、言ったじゃないですか。どうして辞退をするんですか、と。聞くのも聞けないというのは、見るのも見たくない、聞くのも聞きたくないということになりますよ。

○ 総務部長

2社、3社というようなお話もございましたけど、私ども、この一般競争入札、これを行った場合に、数多くの方が参加していただけるものと考えております。そういった状況がもし想定されれば、今のところ予想しておりませんけれども、あれば、早急に適切な対応をとりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○ 川上委員

そういう場合は早急に適切な対応をとる、当然その中に事情聴取が含まれると思います。その時に争うということになるかもしれませんが。

次に、この一般競争入札について、実施要領案がこのあいだあったと思うんですが、これは確定しておりますでしょうか。

○ 契約課長

条件付き一般競争入札の実施要領につきましては、確定しております。7月1日の告示というところで行いたいと思っております。

○ 川上委員

本来、一般競争入札の対象なんだけれども例外を設ける、と。例外規定がありますね。どういう例外規定になってますか。

○ 契約課長

一般競争入札の例外規定でございますけれども、この実施要領の中で第2条になりますけれども、第2条第2項に「前項の規定に関わらず次に掲げる工事については一般競争入札の対象としない」というところでございまして、一つとしては「緊急施工を要する工事」、もう一つは「その他市長が必要と認める工事」ということで、その例外規定を設けております。

○ 川上委員

そのうち、前者の「緊急施工を要する工事」とはどのようなものを想定してますか。

○ 契約課長

緊急施工を要する工事というところでございますけれども、これは主に災害等が含まれると考えております。それともう一つは、それに付随するところですが、随意契約に近いもの、応急措置的なものが含まれるのではないかな、というところで思っております。

○ 川上委員

それでは「その他市長が必要と認める工事」というのがありますね。これは、まだ試行もスタートしてないんですから前例は本市では無いということなんですが、どういう場合は想定されますか。

○ 契約課長

一言でいえば特殊な工事になろうかと思っておりますけれども、実際に一般競争入札において時間がかかり過ぎるとか、日数的な関係でどうしても指名競争入札をせざるを得ない、どうしてもという言い方はおかしいですけれども、そういう随意契約的なものが発生すれば、そういったもので対応していきたい。原則、原則というか通常であれば一般競争入札になろうかと思っておりますけれども、この例外的措置を設けたのはそういうところで特殊なものだというふうに考えております。

○ 川上委員

今のお話を聞いてますと、基本的には随意契約を念頭に置いてるんですね。指名競争ではないんですね。どうですか。

○ 契約課長

一つは、一般競争入札にしますと日数的にも非常に要しますので、基本的には随意契約的なものを考えております。

○ 川上委員

基本的には随意契約のことを念頭に置いて、ここで例外規定を入れているということですね。それを確認します。

続けて、この一般競争入札制度、試行は7月からということですが。7月の何日から実施の予定ですか。

○ 契約課長

7月1日に告示するわけですがけれども、契約課としては7月1日から一般競争入札に入っていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

この7月1日から、というのは、もうこの段階ですから変わらないと思うんですが、どういふことになりますかね。6月までは指名競争入札でしょ。その端境期といいましようかね、どこが端境期になりますか。

○ 契約課長

実際には、6月に業者選考やその他あると思えますけれども、最終的に6月にそういった事務手続きを経て7月に入札日が入ったとしますけれども、そういった場合は従前の取り扱いということで、7月1日以降に応募をかける場合について、7月からの新しい制度によるものではないかというふうに考えております。

○ 川上委員

指名競争入札は指名から入札まで20日かかるでしょ、このあいだのあなた方のマニュアルでいえば。そうすると、指名ができるのは、7月から試行ということであれば、時期的にはいつ頃になりますか。

○ 契約課長

実際にはその日に公告といいますか、出す場合に、日にちによって若干違いますけれども、例えば7月に入ってすぐとするならば、例えば7月の末くらいには入札というような形になってくるのではないかな、と思えます。

○ 川上委員

私が聞いたのは、端境期の6月のほうの話です。

○ 契約課長

基本的な考えとしましては、先ほどの格付け基準の中でも説明いたしましたけれども、告示の規定といたしまして「7月1日以降の入札公告及び指名通知を行う建設工事から適用し」ということになっておりますので、6月中のものは従前の例によるということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、6月30日の指名でも、指名競争入札で行われるということですね。

○ 契約課長

指名通知がその日に行われればそうなるかと思えますけれども、契約課のほうでは原則、できるだけ、そういった長期にまたがないような形での考えは持っております。

○ 川上委員

ということは、6月30日までに入札が終わるということを考えておられるんですね。

○ 契約課長

そういうことではなくて、原則6月中に業者選考委員会をした中で指名通知等を6月中に行えば、最終的に入札日が7月に入っているけれども、その分のものについては従前の例によるということでございます。

○ 川上委員

じゃあ、6月30日に指名をしてもいいんだというお考えなんですよ。そういうことですよ。理屈的に言えば、ですよ。どうですか。

○ 契約課長

今おっしゃったようなことでございます。

○ 川上委員

理屈っぽくなりましたね。それで、準備の状況、いろいろ苦勞されてるところがあるかと思えますけれども、業者への周知もあると思えますが、準備状況はどうですか。

○ 契約課長

業者については、4月1日から事あるごとに個別に説明も行ってきているところでございますけれども、実際には6月初旬、5月末から6月初旬に向けて、土木業者については170社、建築は76社でしたか、全社に文書によって周知を行いたいというふうに考えております。

○ 川上委員

そうすると、制度のほうについては先ほどから指摘があつてのような弱点とか問題点があるんだけれど、業者との関係では準備に滞りが無いということだと思ふんですね。それで、業者のほうのこの制度に対する受け止めで、苦情だとか出てますか。

○ 契約課長

私が4月1日から契約課長を拝命いたしましたけれども、それ以降については、私の知る限りでは、私どものほうに苦情があつたということは、ありません。

○ 川上委員

契約課にないんだから、ないということでしょう。それで、上下水道局のほうの準備はどうなってますか。

○ 契約課長

同様に取り扱っております。

○ 川上委員

そこで、一般競争入札を導入した他都市、様々あろうと思ふんですが、落札率について注目してみますと、前回指摘した自治体もあるんだけれども、だいたい、指名競争入札の時代からいうと大幅に低下している。少ないところでも10%、多いところは二十数%低下しているという状況がありますね。それを指摘しました。その後、そちらのほうで調査されていることがありますか。

○ 契約課長

他の自治体の例でございますけれども、一般競争入札の導入に伴いまして落札率がどれくらい下がると考えているかということでございますけれども、調べた結果を申し上げたいと思います。他市町の事例で言いますと、県内のA市でございますけれども導入前は93.4%でありましたけれども、導入後は91.3%、それから県内のB市でございますけれども導入前が93.2%、導入後は93.0%、県内のC町でございますけれども導入前が95.8、導入後が88.4というふうになつております。

○ 川上委員

下の方に行橋とかが入っているような数字ですけれども、70%台まで下がっていますよ。99%台から、工事にもよりますけど。ものすごい下がり方です。下がってない所もある。それは偶然性というのもあるかも知れませんが、やっぱり一般競争入札の有り様が色々あるでしょう。飯塚みたいに不備のままスタートしようとしてとかね。それで、この6月ですね、そういう状況の中で、5月から6月、要するに一般競争入札試行前に指名競争入札を予定するのは、何件くらいありますか。

○ 契約課長

ちょっと今、件数についてはですね、資料を持ち合わせておりませんので、わかりません。

○ 川上委員

本来、その件数と事業費の全体額ぐらいは知りたいとこなんですよね。何故かと言うと、落札率が相当下がると予想されれば、税金の節約、支出の節約につながる可能性が高いからです。それで、鯉田工業団地造成関連の工事なんですけど、2月4日の質疑でも質問しましたけれども、市長は指名競争入札を考えておられるのか、それとも一般競争入札を考えておられるのかお尋ねします。

○ 契約課長

今、鯉田のお話でございますけども、実際にはこれは契約課としてでございますけども、今現時点での状況を把握しておりませんので、それについての契約課からの答弁というのは差し控えさせていただきたいと思えます。

○ 川上委員

この発注責任者は齊藤市長なんですよね。今のように7月から一般競争入札を導入するということを決めて、諸準備を整えておる最中なんです。そういう状況の中で、合併後最大でしょう、大型公共工事が始まる、9億5千4百万円ですか予算計上もしていると、これを指名競争入札でやるのか、一般競争入札でやるのか市長として態度を表明する時期を迎えているのではないかと思うんですね。市長はどういうお考えですか。

○ 総務部長

今、鯉田工業団地の関係でのご質問でございますが、ただ今、技術部局の方で鋭意積算中でございます。ですので、この部分に関しましては、まだどうのこうのという考えは持っておりませんので、回答については控えさせていただきたいと、ご理解の程よろしくお願いいたします。

○ 川上委員

そういうふうには、市長は答弁に立たないということなんです。総務部長の今の答弁聞いてもね、積算中であるということと、どの入札制度を使うかというのは関係ないことでしょう。それで、上下水道局関連の工事もありますね。こちらの方はどうなっていますか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 11:38

再開 11:40

委員会を再開します。

○ 総務部長

上下水道部局の工事関連につきましては、把握しておりませんので、ご理解の程をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

所管だとか、所管でないとかいうように言われたいんでしょうけど、冒頭から言っているんですよ。冒頭というか、この入札制度調査を始める時から言っているじゃないですか。市長部局のね、市長が発注責任者になる入札制度がそのまま上下水道局でも使われる訳でしょう。そして、この間指摘してるように、様々な問題をね、上下水道局で起こっているじゃないですか。だから、入札制度の改革を議論する時に、上下水道局がどういう状況にあるかというのは、把握しとかんとかおかしいでしょう。特に、細かいことを聞いている訳じゃないでしょう。鯉田工業団地造成関連工事で、上下水道関係の下水管の敷設とかあるでしょう。それは、指名競争でやるのか、一般競争でやるのかと聞いた訳でしょう。質問が分かりませんでしたか。これく

らいは分かるでしょう。

○ 契約課長

今のご質問ですけれども、発注時期等々は分かりませんので、どういうふうに取り扱いをこうしますよ、例えば従前の入札方法でいくのか、新たな7月の一般競争でいくのか、契約課としては、判断しかねております。

○ 川上委員

契約課には聞いてないですよ。市長と副市長が居られるんだから、答弁そちらにお願いしているじゃないですか。

○ 総務部長

基本的には、7月1日公告、一般競争入札ですよ。こういう状況であれば新制度ということでございますので、それ以前であればということですので、そういったことをご理解の程をよろしくお願いいたします。

○ 川上委員

今回、一般競争入札制度導入の目的は、あなた方の言葉使えばですよ、より談合しにくい環境づくりということになってる訳です。今、これほどの大型公共工事を、より談合しにくい環境の中でやりたいと、入札するのであればですよ、やりたいと思うのがあなた方ではないかと思うんですよ。私は、今の段階で齊藤市長がはっきり一般競争入札で行うと言わない。言わないのは何故かと思う訳ですよ。何故一般競争入札で行うと齊藤市長言えないんですか。お尋ねします。

○ 副市長

先ほどから、担当課長あるいは部長が答弁しておりますように、現在、設計をしておる段階でございます。それがいつまでかかるのかというものはっきり見えないところがございます。そして、それが出来上がった時点で今度は公告して、仮入札をするというような期間的なこともございますので、それが何時になるのか不透明な部分がございます。基本的には、言われておりますように、7月1日からは一般競争入札で施行するという考え方には変わりはありません。水道局の分もまったくそういう情報を私は持ちませんので、どういうふうにご覧されるか協議をしたことはございません。

○ 川上委員

積算の過程が不透明だというように言われましたけど、不透明と言えませんが、この工事については、昨年12月22日に住民説明会がありましたね。あったでしょう。それで、私、行ったんです。平面図がね、掲示されておりましたよ、黒板いっぱい大きく。その図面見ると従来、あなた方が開発計画で考えておられる姿が大体あったと思う訳です。例えば、中にギロが2箇所あると、当時の財務部長はこのギロ1個を埋めるのに5億円かかると、だから、2個あるので大変だということで、造成面積をね、25ha取れなかったんだと、15でいくんだというように言われていた訳です。ですから、この時の、住民、自治会長さんが多かったんですが、この時に示された図面というのは、その言われたのと大体符号が一致してる訳です。ところが、今日、総務委員会に出されている平面図、利用計画図を見ましたらね、1個埋めるのに5億円かかると言われたギロ2つ埋めているじゃないですか。そして、地山ですよ、西田工業側の方ですよ、地山ですよ、ここ。ここに、しっかりした比較的安定しているというように、あなた方は言っていた所ですよ。ここに大きな穴を開けてね、こんなに大きな調整池を作るというふうになっている訳です。これは、工事費は減ったんですかね、当初計画より。これが僅か5ヶ月の間に変わっている訳です。真ん中に3月25日に契約行為もあったんですけど、そういうことなんですよ。本市では、指名競争入札の下で潤野都市下水路新設工事では100%近い落札率がズラリと並んできました。これに象徴的に表れているように、全体として公共工事の入札は高



い落札率が続いております。一般競争入札を導入した他都市の経験から言うと、落札率が70%台に低下する例もある訳です。鯉田工業団地造成工事は今年度だけで9億5千4百万円を予算計上している大事業ですよ。指名競争入札で行うか、それとも一般競争入札で行うかによって契約価格は数億円規模でね、上下する訳です。一般競争入札がより談合しにくい環境づくりであると説明をしているのは、あなた方です。こうした事情が考えられるのにね、これだけ聞いてもですよ、齊藤市長がこの鯉田工業団地造成関連工事は一般競争入札で行うとはっきりと言わない。何故かと聞いても答弁にも立たない。理由を聞かせて下さい。

○ 副市長

先ほども答弁いたしましたように、鯉田工業団地の造成については現在、設計書を作成しておる段階でございます。それが何時までに出来上がるのか、そして、その後の先ほども同じ答弁になりますけど、どれくらいの期間を要して大体試算的には1ヶ月ぐらい、先ほど担当課長が答弁いたしましたように、告示してから1ヶ月程度かかりますので、それがギリギリ6月末になるのか、7月に当然入っていくのか、そこら辺はもう少し時間の経過を見なくては分からない部分がございますので、その点でご理解をお願いしたいと思います。

○ 川上委員

発注責任者は市長なんですよ。市長の答弁はもうないですか。これだけ聞かれても。

○ 市長

明日に価格が出ればですね、一般競争入札じゃないでしょうね、この価格が出来上がれば。だけでも逆ですね。いやそうです、明日設計があがってしまえば。それが出来ないから、出来てからということで、こっちも見えてないんですよ。だから、答弁というのは、先ほど副市長が申し上げたとおりの答弁になっている訳で、7月に入れば当然一般入札になると思います。

○ 川上委員

発注責任者の答弁してはね、極めて無責任ですよ。そうでしょう。9億5千4百万円も予算計上してね、それと同額ぐらいの物を投下しようかと言ってる事業なんですよ。一般競争でやるか、指名競争でやるかね、事務方まかせと、事務方が早く出せば指名競争入札で、遅れれば一般競争入札と、無責任じゃないですか、これは。こういうのを無責任と言うんですよ。あなたはね、自分でより談合しにくい環境づくりということで、様々な努力をしてくれている訳でしょう。今、この工事はどちらでやられるかというのは、談合を許さないんだとかいう決意がどの程度のものかという試金石ですよ。それをね、早く準備が出来れば指名だし、遅れれば一般競争だというような言い方はね、最高責任者としてはね、無責任ですよ。そうじゃないですか。

○ 市長

入札制度についてという説明を先ほど契約課の方からしたと思う訳ですけども、その入札制度についてのその段階で、これを前からこの話はしてて、それが実際に行われるのがいつかということもやはり私は尊重しないといかんとするんですよ。だったら、これを6月までに、6月前にこれを確定させといて一般競争入札制度の中に持っていかなきゃならないという話の流れの中から今の話が出てくればいいけれども、一般競争入札制度について話をして、これがいつ出来上がっていつから試行するかということに対しては、先ほど言ったように7月からというような話になって訳ですから、それを私は履行させたいということを制度に対して言っている訳で、今、委員が言われているこの大型工事に対して、いかにして安くそこに仕事としてやらなければならないかということになれば、その辺に対しては、今言われることはもっともだと思いますけども、制度としてこちら側の方から提案したことに対して日にちを決めておればそれに従わなければならないということのも一つではないかと思うんです。以上です。

○ 川上委員

この制度の導入日を決めるとかいうのは、事務方が勝手に決めているのではなくって、齊藤

市長、あなたが最終決裁を押している訳ですよ。発注者であり、制度もあなたが決裁している訳です。全部あなたに責任がある訳ですよ。それなのに、先ほど言ったように事務方まかせと、今度は制度を7月1日から導入するのも事務方がやったようなニュアンスの言い方ではいけないというように思う訳です。それで今ね、昨日ですか、朝日新聞が「市、指名競争入札を検討」、「駆け込み・市議が批判」ということでしょうか、そういう見出し付けてますけど、市民の間ではどうなっておるのかという声が起こってますよ。こういう時に、市長がきちんとした理由に基づく態度表明するべきだと思いますね。

それで、直方市談合情報の取り扱いの問題についてなんですが、直方市は昨年9月、上頓野産業団地造成工事を指名競争入札で行った訳ですよ。談合情報が新聞社に寄せられた。直方市は当時のマニュアルどおりの対応を行ったんですね。そして、談合情報どおりの共同企業体が高落札率で落札していく訳です。私、前回2月4日の時期のもこの事実を紹介して、本市として教訓とすべきことがあるではないかというふうに指摘しましたね。その後、この事案から何か調査して何か学んだことがありますか。お尋ねします。

○ 契約課長

直方市の団地造成工事の談合事件については、今委員が述べられたように、私共も新聞記事等で知れた情報によりまして、確認はしておりますけれども、本市におけるそういった取り組みというのがですね、今、委員が言われたことについては知り得ておりますけれども、今後の新たな対応というところでは、一般競争入札に受けた中で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

あまり関心はなかったという答弁のようですね。本市の談合対応マニュアルとの関係で直方がどれだけ劣っておったかと、あるいはその逆はないのかというのを考えないといけませんね。マニュアルだけでなく、運用もありますけど。直方市はね、直方市議会に対してこう答弁してますよ。報道機関、及び匿名電話により特定の企業名をあげて談合により落札業者が決まっているという情報を得たと。9月13日に公正入札調査委員会を開催、今回の談合情報は確度が低いと判断し、事業聴取を行わず、翌日11時に入札を執行したと言うんですね。18日に今度は公正入札調査委員会を開催しておるんです。これ、市民の批判を浴びたんですね。結果として、報道機関に寄せられた情報と同じ企業体が落札していることを確認、確認のために事情聴取を行うという判断をして、翌19日に代表企業5社の事情聴取を行ったと。5社とも談合を否定すると。そこでですよ、直方市は否定した段階で全企業体から誓約書の提出を求めた訳です。順番がおかしいでしょ。どうしてこういうことが起こるかということ、一つは談合を許さないという決意がどうだったかということをおね、我々学ばないといけませんね。それから、この大規模事業、8億6千万円ですからね、計画金額が。5企業体のうち3企業体は最低制限価格だった。2億何千万円も下がったんですよ、落札価格との関係で。それで、議会常任委員会では否決されたんですね、契約議案が。本会議で、逆転して可決していくんだけど、そういうことが起こった訳です。もう少しね、我々どこに立っているのかというのを考えてもらいたいんですよ。入札制度改革の今まさに一番大事な時に居る訳でしょう。その時に、ものすごく大きい、私に言わせればね、急ぐ必要もなければ、不必要という事業をおね、失敗すれば税金で穴埋めすると言われたでしょう。そういう事業にいかうとしている訳ですよ。旧制度が問題があるから新制度にいかうしているのにね、新制度でやろうと言わない。だから、直方の教訓をおね、きちんと学ばないといけませんじゃないですか。どう思われますか。

○ 契約課長

今、委員、おっしゃいましたように、直方の教訓でありますけれども、そういったものを十分踏まえたところですね、談合の起こらない、そういったものにしていきたいと思っております。

ます。

○ 川上委員

じゃあ、直方の件、研究して次回で間に合うかどうか分かりませんが、総務委員会に報告できるようにして貰いたいと思うのですが、どうですか。

○ 契約課長

今、委員がおっしゃいましたことについては、私ども新聞記事等で先ほど申しましたように、情報を取っておりますけれども、より詳しく直方市の方にも確認を取りながら、直接お会いしながらですね、そういった状況を踏まえた中で考えていきたいというふうに思っております。

○ 川上委員

そこで私は、今回の入札制度改革の調査において11月13日、2月4日の2回の総務委員会で潤野枝国都市下水路新設工事など100%近い落札率が続いている背景に、日常的な談合システムがないかどうか調査する考えはないかと、また上水施設75箇所の管理運転業務を岩崎浄水場汚職事件で談合したと指摘された水道機構に3年間、5億8千万円余りで一括して発注したことに反省はないか、このように質問を繰り返して、市長や上下水道事業管理者の談合防止と入札改革に対する決意をただしてきた訳です。これに対して、市長は、11月13日は欠席、これは公務出張ですね。2月4日は答弁に立たれなかった。副市長は落札率が非常に高いから談合が全て行われているのではないかというのはいかがなものかと思う。上下水道事業管理者は、一概に工事高で入札率がどうのこうの言われるのはどうか、安ければいいという仕事じゃないと思うなどと述べて、関係業者への事情聴取や調査さえ拒否した訳です。繰り返しますけど、あなた方の行財政改革実施計画では、談合による落札率の引き上げを防止すると謳っておる訳です。その実現に全力を挙げるべき発注者が、100%近い状態が続いている落札率を見ても談合の影を否定する、品質確保の観点からとは言えですね、言わば落札率が高い方がいいんだというような認識を表明していく訳です。発注責任者がこういう認識だと、本来談合による落札率の引き上げ防止あるいは引き下げなど、地域要件に関する工夫などによってその役割発揮が期待される一般競争入札制度も絵に描いた餅になりかねないじゃないですか。どう思われますか。

○ 委員長

暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

休憩 12:02

再開 13:02

委員会を再開します。

○ 総務部長

質問者の方から、種々質問なりご意見を賜る中で、入札制度、これは7月から一般競争入札をやっているわけですが、いろんな問題点を整理する中で、本格始動と言いますか、制度導入、それから入札制度につきましては、これからも随時見直す中で適正化に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○ 川上委員

午前中の最後の質問は、発注責任者の談合防止に対する決意、認識を問うて、先ほどから明らかになったような程度の認識では、折角の役割が一定程度期待される一般競争入札も絵に描いた餅になりかねないのではないかという指摘をして、答弁を求めたわけですが、市長、答弁にお立ちにならないということにも、決意の程がその程度かというふうに思うわけでありました。また、鯉田工業団地の入札についても、事務方の準備まかせというような状況で、一般競争入札で行うと言わない理由も明らかにされない、この辺については私としては不透明感をぬぐいきれないわけでありました。この点についての質問は、とりあえずこの程度にして、次の質問が

あるわけですが、もし委員長、他の委員の方で関連して質問があるのであれば、していただいてはと思うんですが。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

昨年、我々はこの入札制度の特別付託を受けまして、入札制度を昨年から競争性をより一層高めようと、競争性というのは談合を防止しようと、こういう一般競争入札についての検討を始めたわけですね。この中で、まず1ページの4ランクについては、これ1千万円以下ですから、7月1日以降についてもこれは指名競争入札でいく予定のところだろうと思うんですね。おそらく建築の3ランクについても同じことですが、これ7月1日から試行的にやってみて、次年度はこの4ランクの事業については、今は1千万以上ということですが、1千万未満のやつについては、どのように、一般競争入札を導入するのか、あるいは現状のままの指名競争入札でいくのか、その点についてお考えがあればお聞かせください。

○ 契約課長

土木の格付けの関係の4ランク、それから建築の3ランクのそれぞれ1千万円未満の関係でございますけど、7月1日からの一般競争入札ではなく、この分については指名としておりますけど、これについては、今後の検討課題というところもありますけど、一つはやはり1千万円未満ということで、工事の発注件数が多くなってきておることさながら、実際には一般競争入札を導入しますと、通常の事務手続と言いますか、そういった入札に係る日数的なものが、今は20日程度ですけど、実際これが27日くらいになってしまいますので、そういった観点からも日数的に長くなるということも考えないといけないと思いますので、この件については検討した中で、来年度に向けてしっかりと決めていきたいと考えております。

○ 兼本委員

それでは、この1等級の3億円未満ですけど、3億円以上については1千万円以上ですからこれも一般競争入札でやるということの前提でいくと思いますけど、3億円以上のものについては、どのような形でいくのか。おそらくベンチャーでいくんだらうということで、分かるわけですが、今まで指名競争入札の場合は、事前に市の方から例えばAとBでベンチャー組むのだったら、AとBで組んできなさいというようなかたちで、こちらから事前に組んできたやつをチェックするというかたちでやってたと思うんですね。今度、一般競争入札にした場合には、例えば何点以上と何点以上でベンチャー組みなさいということの公告をすれば、むこうが組んできたやつを、そのままずっと受け入れるのか、それとも指名競争入札の時のように事前にチェックに入るのか、その点はどうなっているんですかね。

○ 契約課長

ここで言います3億円以上の工事についてでございますけど、これは現在本市の取扱い運用基準の中で、設計金額が3億円以上の工事につきましては、原則として特定建設工事共同企業体ということで、JV（ジョイントベンチャー）ということで、取扱いをするところでございますけど、これの実際の取扱いについては、今までと内容的に変わりませんが、今度は一般競争入札になりますと、これが自主的な共同体というようなことになりますので、そういった中で公告を行い、実際に申請がなされたものについて、それが業者として妥当なものかと審査をしたなかで、入札を行うというような形になってきております。

○ 兼本委員

ということは、事前にジョイントベンチャー組みなさいということじゃなくして、応募と同時にベンチャーを組んできたやつで、それが点数があつてるとか、この資格にあつてるとかということ、受け付けるということで認識していいわけですね、分かりました。この

条件付というのは、1千万円以上という条件と、もう一つあるのは、飯塚市に本店のある業者ということではあるわけですが、例えばこの条件を付けたというのは地場企業育成というように一つの意味と、それから何もかも入れたら書類が大変煩雑になるということもあろうかと思うんですけど、一つは地場企業育成というようなものが重点的に置いた中で、一般競争入札という条件の主なところは、どの辺にあるのか、その点はどういうお考えでしょうか。

○ 契約課長

その点につきましては、今、委員おっしゃられたとおりだと認識しております。やはり、地場産業の育成という観点から大きな要因だと思っております。

○ 兼本委員

それでは今、ジョイントベンチャーの場合には、応募と同時にということですが、例えば同じジョイントベンチャーを組んだ事業が複数出た場合に、例えば4つ、5つ出た場合に、それぞれに応募をかけてくるわけですね。指名競争入札の時には、一つの工事を落としますと、その分は落除きというかたちで、次のものについては、その人は入札する権利がありませんよということだったわけですね。今度の一般競争入札になりますとね、それぞれにずっとベンチャー組んだ企業が出てくれば、それぞれでやっていきますので、指名競争入札のときのような落除きという考え方は、どのように考えているのか。この実施要領の中では、手持工事に関する事とはあるんですけどね、ちょっとそこところがよく把握出来ませんので、どのようにお考えか答弁してください。

○ 契約課長

同一の工事の中で、そういうものが出た場合については、入札の公告の中にそういったものをうたって、手持がある場合には駄目ですよというようなかたちで、公告の中にうたっていくということでございます。

○ 兼本委員

ということは、指名競争入札と同じように、一つの工事を落としたり、それが手持工事という認識で一般競争入札の場合も、その人達は省くという考え方でいいということですか。

○ 契約課長

その通りでございます。

○ 兼本委員

それと、午前中、一般競争入札した場合に応募者が少ない場合は2社以上でもやられるということで、これは我々が昨年先進地の視察に行った場合にも、そういう話がありました。その地域は、公共工事にあまり魅力がないから少ないんですよという話が出ておりましたし、飯塚の場合は今非常に公共工事も少ないし、民間の工事も少ないし、地域のこのような疲弊している中で、おそらく応募者はかなりの数があるんじゃないかなと思うんですけど、しかし考え方によっては少ないかも分からない。少ない場合には、どうするかということについては、1社それぞれに事情説明、何故参加しなかったんですかということを知りたいという意見も出ておりましたが、7月からですからどうなるか分かりませんよ。ずっと多いかも分からんし、今危惧されているように少ないかも分からん。そういう場合には、例えば2市8町くらいに広げて、そういう人達も参加者の資格を与えますよとか、あなたたちあまり少なかったら、そういう人達も入れますよというような形で、ある程度ひとつの応募者を増やすような考え方もやらないといかんと思うんですけどね。この件につきましては、他の自治体においても、少ないところ、我々が行ったところもありましてね、どういうふうにしていますかと聞くと、やむを得ないんですよというふうな話をされておりましたがね、少ない場合には、そういうふうなことの検討も私はすべきじゃないかなと思いますしね。その点をよく、7月に実施されて現状を見ながらどのようにやられるかということをよく見て、少ない場合は少ない場合の

対応を検討してもらいたいと思っております。

それから、私も先ほど図面を、これ市民経済委員会の資料として出ている図面を見せてもらって、いろいろ「げなげな話」が出ておりました。この工事をゼネコンを入れたベンチャーを組んで、少ない工区に分けて出すとか、いろんな話が出ておりましたけど、これはそういうことはなかろうということだと思っておりましたけど、実は朝日新聞にこのような記事が出ておりますね。この件は、工事のあなたのところに聞いてみたら、何も来てないからどうなるかわかりませんよということの話は昨日聞きましたけどね。だけどこの中で読むと、どうも周辺に比べて造成が遅く急ぎたい、企業側に売り込む際にも、スケジュールを示したほうが説得力が強いとかですね、6月の入札が望ましいというような、あたかも誰かが新聞社の記者発表をレクチャーしたような形で書いてあるわけですよ。新聞にこのように書かれるということはですね、やはり我々が聞いていた「げなげな話」も本当かなと思っておりました。先ほど、同僚議員からもこの件について質問がありましたけど、私が一つだけ聞きたいのは、市長は本当にクリーンでそして飯塚市のためにがんばって、人が住みやすいまちをつくるんだということに、がんばられている姿を、私はある意味で尊敬もしております。その中で、我々昨年から特別付託を受けて、競争性の強い一般競争入札をやろうということだということでやられる。これがもう、今日は5月ですから、すぐに7月には試行的に実施しようという時期なんですよ。そうしますと、やはりこの一般競争をやるということは、やはり金額を若干でも落として、その金額を他に使われるものは使おうという意味で、やられることも考えてられてるんですよ。その中で、舵をきられてる市長は、6月に設計が出れば指名競争入札でと言われたのは、今まで私が考えておる市長としては、ちょっと私はおかしいなと思うわけです。私は、市長は議会と行政が一体となって、行財政改革をやって、そして競争性の強い一般競争入札をやろうという場合には、こういうふうな新聞で出ておりますから、これは市民が見ているわけですよ。だから、私はこの場で、市長は当然、一般競争入札でやりますよということで、こういうふうに変な、変なと言うと新聞記者に申し訳ないですけど、記事を否定するような答弁があつて然るべきだと、今までそのような形の中で就任以来、齊藤市長は我々市民のためにがんばってもらってるというふうな、そういうふうにご覧になっておるわけなんですよ。それが、質問者が気に入らなかつたかもわかりませんが、はっきり違いますよと、私は議会と行政ががんばってやられてるわけですから、絶対一般競争入札でやりますよということ、私はこの場で答弁して、そしてここに書いてあるのは、どこかからちょっと違った方向で話が行ったんじゃないだろうかということ、疑惑を消してもらって、明日の新聞に載る方が、私は市民にとって、なるほど齊藤市長たいしたもんだというふうな、私は思うわけですけど、どうですか。はっきり一般競争入札でやりますよということ、もう7月ですよ、今は5月ですよ。いくら何やらかんやら言っても時期的には一般競争入札でやるのが一番妥当なんですよ。それをはっきり、一般競争入札でやりますよと言ってですね、やられたほうが市民受けもするし、我々もなるほど市長はそのとおりだなということで、思うわけですけど、いかがですか。はっきりここで今までの、先ほど言った答弁をひっくり返すわけじゃありませんけど、一般競争入札でやりますよということ、はっきり名言された方が、より市長の公明正大さが市民にPR出来るんじゃないかと思いますが、いかがなもんですか。

○ 市長

「げなげな話」が多うございましてですね、私の信じられんような話が、あっちやらこっちから聞こえてきている流れの中で、やはりこの委員会というものを尊重していかないといかんだろうし、また執行部の中で契約の方が制度づくりの中でやってることも、ある程度私は尊重していきたいという思いでありますけど、今、質問者の言われるように、時期的なことから考えた時には、当然だというふうな時期だとは思いますが、けれども、この委員会でそういう

形で押さえたほうがいいのか、皆さんの流れの中で時期的なことを考えていただいて、どういうふうになるかということ、それぞれでお考えいただいたほうがいいんじゃないかという気がするんですけど、一応、形としては6月一杯までは指名でいくということです。しかし、7月になれば、一般競争入札という形でございますので、この場で答弁をはっきりということに対しては、控えさせていただきたいと思っておりますし、それは本当に質問者が言われる、私もクリーンでいくつもりでございますし、クリーンを貫く意識はございますけど、ひとつの流れの中で、ご理解いただきたいと思っております。

○ 兼本委員

市長らしくない答弁で、どうも歯切れが悪いんですけどね。いいですか、行政と議会がより競争性の高い入札制度を検討、昨年から検討して、7月から試行しようという、そしてましていわんや、大型事業で市民が皆さん関心を持っている事業ですよ。その中の事業を、なぜ一般競争入札でやりますということがですね、私は明言しても、ひとつもおかしくないと思えますよ。まして私は、明言した方が、より市民はなるほどというふうに捉えると私は思えますよ。あなたは、6月まではと言いますが、言ったら悪いけど、6月にきちっとした凶面が、積算が出来上がったとしても、これは7月にずらすのだからと言えば、原課が、いや市長、これは6月にやってくださいとは言えませんよ。あなたが、いや7月にずらすんだと言えば出来ないことはないはずなんです。今までの2年間の実績を見てですよ、皆さん市民がそう見てるわけですよ。これを読みますと、何かちょっと、何かあるかなという感覚を持つほうが私は正しいと思えますよ。だから、はっきりここで、いや私は一般競争入札で行いますと、市長の権限として一般競争入札で行いますと、はっきり私は明言された方が、我々議員もなるほどと思うし、そう思いますよ。もしもこれ、今言われるように6月の指名競争入札でいった場合には、議会恐らく通りませんよ。もう、契約議案ですから、6月中に上げたとしたら、今度は何対何ではないですよ、全員一致でこれは否決されますよ。私はそれを、はっきり言っときますよ。だから、そう意味から言うと、そこまで私が言わなくてもあなた分かるでしょうが。あなたがはっきり言えば、7月からやりますよとはっきり言えば、もう先ほどの質問した方も、なるほどと思われると思えますよ。時々、議会の中で各所属会派によっては、あの人が言ったら答弁せんとか、この人が答弁するとかあるかも分かりませんが、はっきり言ったらどうですか、7月からやりますよということで、一般競争入札やりますよということでやられた方が、私はいいと思えますよ。いくら部長が、時間的に間に合わないから6月でやってくださいと言っても、いや何を言うか、議会と行政が一体となって、より競争性の高い入札制度を改革してたら、試行的にまずこれを一般競争入札でやるべきじゃないかと言って、あなたが指導するほうが私は正しいと思えますが、どうですか。再度答弁を、どうですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:24

再開 13:25

委員会を再開します。

○ 総務部長

質問者ご指摘の問題、縷々ございますが、市長も先ほど答弁いたしましたとおり、発注時期、こういった中での判断ということで、現段階においては、ご理解のほどよろしく願います。

○ 兼本委員

あのね、この件は、総務部長は入札の契約課に来たときに、あなたが指導するだけであって、あなたのところが、この工事を競争入札やる、指名または一般をやるという権限は何もないん

ですよ。だから、あなたが答弁するのはおかしい。これはやっぱり、私は市長に聞いているわけですから、市長がぜひ一般競争入札で、今、行政と議会が一体となってやっておるこの一般競争入札、7月からやるについて、この大型公共工事はぜひこれにのせて、競争性の高い、市民が見ても、なるほどあの業者にやらせてよかったというようなものをやるような形のものを言うべきですよ。何も、部長やら契約課長が答弁する話じゃない。だから私は、あえて市長にもう一度聞きますけどね。市長、いいですか、何も私はあなたを悪く言ってるわけじゃないですよ。これは、はっきり言ったほうが、市民に対してクリーン度を高めるから言ってるわけですよ。何でそれが言われんということを、記者連中はまた書きますよ。どうも市長は、はっきり言わなかった、何か裏であるんじゃないかと書かれますよ。はっきり言ったらどうですか。

○ 市長

質問者のお尋ねに対して、満足な答えを私は言いたいんですけど、この入札制度については、一般競争については7月からやりたいということ、前の2月の委員会の中で、それで流れとして今日に来ておるわけ、質問者の本当にありがたい意見ですけど、私としては、多分設計は7月の段階でしかあがってこないというふうに感じておりますので、そういう日にち的にですね、そういう可能性の方が高いんじゃないかという形の答弁で終わらせていただきたいと思います。

○ 兼本委員

7月にしか設計があがってこないということは、一步前進という答弁で受けときましょう。7月にしかあがってこない、だから我々は一般競争入札でやるんだなというふうに、我々は今の答弁なら受け止めますよ。7月にしかあがってこないということは、7月にしかあげるなということを示したのと同じことですからね。私は、そういうふうに乗じます。私は、ですよ。他の議員さんがどう思うか分からんけどね、だからそういうことで、一般競争入札でやるんだろということ、私はそういうふうに乗じますけどね、それは一步前進だということ、そういうふうに乗じます。それで、いずれにしましてもね、市長、こういうふうな記事を書かれるということ、やはり火のないところに煙はたたない、誰かがこういうことを画策している人がおるのやないかと思うんですよ。だから、こういうことを、この中に「駆け込み・市議批判」と書いてあるんですよ。我々は、「げなげな話」でこんな話があるという話は聞きました。それは、今度の総務委員会で入札制度の話があるから、その時に入札制度で聞いてみましょうということ、言ってましたけどですね。まさか、こういう記事が一人歩きして出ようとは思いませんでした。記事も、三流新聞じゃないですよ、朝日新聞が書いたんですよ。朝日新聞が書いたということは、記者はある程度そういうふうな市議、この中に市議が二名くらい入ってますよね。保守系市議の一人は、それから別の市議もとなっておりますから二人ですか、二人の市議はコメントしているわけですよ。ということは、これも我々と同じように、「げなげな話」で聞いていてどう思いますかと聞かれたら、「げなげな話」で悪いけど、いやそれはおかしいよねと言ったと思うんですよ。だから、こういうふな記事が出ること自体、私は非常に飯塚市にとっては恥だと思えます。だから、これは誰が言ったか知りませんが、こういうことは、はっきり違うなら違うということで、きちっとした記者発表なりしてですね、こういうことはないよということのものをやらないと、こういうふなことをずっと書かれますとね、何かあたかも行政は議会に何の相談も無く、自分達のいいようにどんどんやるといってとらえられると思うんですよ。これは、市長だけじゃないよ、部長達にも関係が出てくると思うんですよ。契約課に言ったら、契約課の方ではまだ工事のあれも出てないし、それから業者の選考もまだ出てない、と。これについては、私が聞いたところでは、大手ゼネコンを入れるというような話を聞きました。何を言いかと私は言ったんですよ。これは、今の経済状況から言って、公共工事も少ない中で、飯塚市の税金で発注する工事やから、飯塚



の業者を優先的に使うのが当たり前やろうと、恐らく市長もそういう考え方を持っているはずよということは言いました。それで、特に大手ゼネコンはですね、もうこれ聞こうかと思いましたが私言いますが、いろんな工事で、防衛庁の工事とかですね、それから名古屋の地下鉄工事とかなんとかで、大手ゼネコンは平成21年の1月16日までの18ヶ月間、かなりの大手企業は指名停止をくらっているわけですよ。だから、これ以下のいうゼネコンさんというのは、はっきり言ってあまりたいしたゼネコンさんじゃないと思うんですよ。そしたら、やっぱり飯塚市の地元業者に、飯塚市の税金を使うんですから、飯塚市の地元業者にすれば、この工区が何区画に分かれるか知りませんが、例えば4区画に分かれたら、3社ずつで12社、5区画に分ければ15社とかいうような形で、かなりの地元企業には潤うことが出来るわけですよ。だから、そういうふうな、やはり、上に立つ人としてはですね、やはり市民の税金を使うなら地元企業育成、地元の企業さんのために、いろんな意味で有効に税金を利用するということも考えるのが、あなたの役目ですからね。だから、例えば契約課がですね、大手ゼネコンを入れたいとか言ってきても、何を言うかということは、私はあなたの権限だろうと思うんですよ。だからそういう意味で言いますとね、まだ何も出ていないやつを、私がさもありそうなことで言ってるからですね、ちょっといささか行き過ぎた質問になりますけどね、そういうことですからね、やはりこの工事がどういうふうになるかは、今から出る形を見ながら、推移は見ていきますけどね。だけどやっぱり地元企業が潤うような、そして市民が、なるほど地元の企業の育成のためにやってくれているんだなということを知るような形のものを、誰にでも説明して、なるほどというような工事の発注の仕方をですね、ぜひやっていただきたいということを要望して質問は終わりますけど、もう言わなくていいです、それで結構ですからね。いずれにしてもちゃんと、言うならどうぞ言ってください。いずれにしても、そういうことですよ。それは、やはり議員はおそらく皆さん同じ意見だろうと思うんですよ。誰も、飯塚市の税金で発注する工事をですね、東京に本社があるとか、大阪に本社がある企業にですね、7割も8割も持っていかれて、地元企業は下請で安い賃金で叩かれるよりも、地元企業にその税金を有効利用される方がいいということは、議員はみな同じと思いますからね、よく胸に刻まれて今後の鯉田の造成工事が、立派な工事が出来るように、私は期待をして見守っておきますので、よろしく願いいたします。

○ 市長

本当に冷え込んでいる経済の中で、これだけの大きな工事という形で、地元企業というのは当然頭の中にしっかり置かなきゃいかんことでありますし、また新聞に載った内容に関して、私は誰がそんな話をしたのかということで、執行部を含めて職員にもして、我々自身が知らないことが載ってるわけで、そういう意味では職員に対してのしっかりした叱咤もしたわけですが、逆に皆さんにもお願いしたいことで、「げなげな話」がどちらから出たか、こっちが出たか分からないような形では、私も非常に困るわけで、それを新聞社の方がどう受け止められて、どう書かれるかということは、これは向こうサイドの問題になってくるから何も言えない部分もあるんですけど、実際に私がどここの企業と結託して一つの方向性を決めていたような話も出ておるようでしてね。どこでそんな話が出てきておるのかというようなこともあるわけでして、本当に私自身も、だいたい何を考えておるのかというような話をさせていただいてますけど、うちの方でそういうことが無いように努めて意識を高めていきますし、職員の中にも「げな」というような、また自分の思いの中で話を、例えば議員の皆さんに、また新聞社の皆さんに、また一般市民にもですね、行政が考えてやろうとしていることじゃなくて、自分の考えの中での発言はしないようにというように言っておりますので、今後また十二分に気を付けながらやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

入札に対する暴力団関連などの介入を許さない取り組みについてお尋ねします。先月19日夜8時30分頃、本市の指名業者社長宅に対する発砲、数時間後20日午前0時20分頃、本市一般ゴミ収集委託業者のパッカー車が炎上するという重大事件が立て続けに発生したわけがあります。日本共産党市議団は、暴力追放、とりわけピストル発砲は市民生活をも脅かすものであり、絶対に許されないという立場から、22日、古本市議会議長と齊藤市長宛に5項目の内容の申し入れを行ったわけがあります。5月9日には、飯塚市暴力追放生活安全推進住民会議の総会において、飯塚潤野における拳銃使用による建造物損壊等被疑事件に対する暴力追放緊急決議が採択され、一層の取り組み強化を図っていくことを本日再確認するものでありますとの決意が新たにされたわけがあります。今回の事件は、入札改革を進めている最中のことでもあり、この観点から質問をしたいと思うわけです。そこでまず、本市の入札から暴力団関係を排除する取り組みは、これまでどのように行われてきたのか。また現在、どのようになっておるのかお尋ねします。

○ 契約課長

暴力団排除に対する取り組みでございますけど、福岡県警からの依頼に基づくものでありますけど、平成18年度の指名願受付の際には、公共工事において暴力団等の介入があった場合には、警察及び市に通報する旨の内容の文書を作成いたしまして、指名業者全社に対しまして配布をいたしております。また、平成19年4月1日付けで指名停止措置要綱を改正いたしまして、暴力団関係者からの不当介入を受けたにも関わらず、これを市に報告せず、または所管の警察署に届出がなかった時は、4ヶ月の指名停止措置を行うことを要綱に規定するとともに、指名業者に対しまして、不当要求を受けた場合の通報義務化をしたところであります。

○ 川上委員

警察の方からですね、この関係についての通知、通報が市の方にあったことがありますか。

○ 契約課長

先ほど委員が申されました、例えば発砲事件等の関連の事件についての契約課の方に問い合わせ、調査等はまいっております。

○ 川上委員

今回事件のことだけを聞いたわけではありません。ここ最近のことで、そういう警察あたりからの、捜査機関からの通知が何かあったかということなんですが。

○ 契約課長

私が把握する上では、無いと思っております。

○ 川上委員

では、通報は無かったけれども、本市が暴力団関係者と認めて指名しなかった事例がありますか。

○ 契約課長

ここに資料を持ち合わせておりませんが、知る範囲では無いと思います。

○ 川上委員

通知があったかなかったか、指名しなかったことがあったかどうかとも分からないということですね。それは、この際ですから、一度調べてもらいたいと思うわけです。直方市では、昨年暴力団事務所が市街地に進出して、背景には自動車関連産業誘致での利権狙いがあるのではないか、こういう指摘が続いたわけです。直方市と市民、警察が力を合わせて、この事務所を撤退させたわけですが、暴力団関係者に流れる資金を断つということを含めた、直方市暴力団等追放推進条例案が発表されております。現在、市民意見を募集しておるとのことですね。

そこで、本市においても、入札を巡って暴力団関係者による利権獲得を絶対許さない取り組みを強化する必要があると思うわけですが、どういうふうな見解をもっておられるかお尋ねします。

○ 契約課長

暴力団排除に対する取り組みとしてでございますけど、一つは福岡県においては、暴力的組織の排除を一層推進するために、県発注工事の受注業者が警察本部からの通知に基づき、暴力的組織と一定の関係を有する時は、契約を解除することが出来ると、そのようなものを本年4月に契約書を改正したと聞き及んでおります。こういう事例も参考にしながら、本市においても一般競争入札を導入するうえからも、そういった部分も含めて暴力団の排除を推進していく取り組みを強めていきたいなというふうに考えております。

○ 川上委員

具体的な対策、検討はまだしていないということですか。

○ 契約課長

一つは、実際に今、実施している部分があるんですけど、指名願の中の書類の中に、誓約書という形でとっておるところがありますけど、この中の一つに暴力的行為、暴行、脅迫、職務強要行為を含む、これを行わないことは勿論名目のいかに問わず暴力的組織に所属したり、密接な交際や暴力的組織の利用を行わないことと、そういったものの誓約書を指名願の折に頂いております。

○ 川上委員

その程度でどうかというふうに思うわけですが、今後対策を強化する必要があるだろうというふうに思うわけです。そこで、関連して市有地売却に関する入札についてお伺いしたいわけですが、最初に市有地売却の目標があらうかと思えます。実績も併せて、お尋ねいたします。

○ 管財課長

遊休地の売却につきましては、目標といたしましては、年間行革の方の関係も合わせまして、一応1億5千万円を目標といたしております。

○ 川上委員

その1億5千万円というのは、時期的にはどういう時期の目標ですか。

○ 管財課長

行革に実施計画の中で平成18年度から22年度の目標でございます。

○ 川上委員

5ヵ年で1億5千万円分売却するのが目標ですか。

○ 管財課長

その通りでございます。

○ 川上委員

現在までの実績はどうですか。

○ 管財課長

約ですが、平成18年度で約2億5千万円、平成19年度では1億6千万円でございます。

○ 川上委員

あなた方は、5ヵ年で1億5千万円土地を売却しようとしているんだけど、既に道半ばにして4億1千万円売却しておるということですね。

○ 管財課長

すみません、年間目標額が1億5千万円の5ヵ年でございます。

○ 川上委員

先ほど聞いたじゃないですか、どっちですか、5年間で1億5千万円ですか、それとも毎年毎年1億5千万、だったら5ヵ年で7億5千万円、どっちですか。はっきりしてください。

○ 管財課長

7億5千万円でございます。

○ 川上委員

では、部長、7億5千万が目標なんですね。そして今、4億1千万円が実績になってるということですかね。ちょっと、確認してください。

○ 総務部長

土地の売却に件でございますが、質問者言われたとおりでございます。

○ 川上委員

土地売却の方法としては、公示価格が一つあります。それともう一つは、入札があると思えますけど、これは一般競争入札ですね。

○ 管財課長

一般競争入札でございます。

○ 川上委員

一般競争入札、その5ヵ年計画の間で4億1千万円売ったということなんですが、何回実施されていますか。

○ 管財課長

回数については、今、持ち合わせておりません。

○ 川上委員

事前に質問通告してなかったですか。

○ 管財課長

金額についてのみと、私の方は考えておりました。

○ 川上委員

総務委員会の際は、このことを聞くということを事前に通告しないわけですよ、普通。けれども時間的な省略のこともあるし、本論から外れて数字を追いかけて外れていても困るでしょう。だから、事前にこういうことを聞くと言って、資料も求めるわけじゃないですか。じゃあ、回数がすぐ分かりますか。

○ 管財課長

時間を頂いたら分かります。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 13:50

再開 14:00

委員会を再開いたします。

○ 管財課長

時間をとらせまして、大変申し訳ございませんでした。平成18年度が7回、19年度が4回、一般競争入札を実施いたしております。

○ 川上委員

合併後、11回土地の売却で、市有地の売却で一般競争入札をしたということですね。そこで、この市有地の処分にあって、踏まえるべき原則は何か、こういった点を原則とされているかお尋ねします。

○ 管財課長

遊休市有地の処分につきましては、特に管財課の方ですが、普通財産ですが、売却の収入に

よりも自主財源の確保と維持管理費の縮減を図るものでございます。

○ 川上委員

変な質問をするなと思われたんでしょうか。飯塚市公有財産管理規則第4章「処分」第32条で、このように規定しているんですね。本市の公共の福祉に適合するとともに、財政の運営にも寄与するように総合的に考慮して行わなければならない」と。ですからこの市有地の処分というのは、財政効果を高める、財政的な寄与ということだけではなくて、元々本市の公共の福祉に適合するとともにと書いてあるでしょう。これが最大の目的ですよ。総合的に考慮して行わなければならない。この関係から言うとですね、この暴力団関係者の排除というのは、最低限の仕事なんですよ。そこで、暴力団関係者の排除規定はどうなっていますか。

○ 管財課長

先ほど申されました、公有財産管理規則の第32条の2におきまして、暴力的不法行為を常習に行っているもの、または暴力的不法行為を常習的に行っている組織に属するものは申込資格がなく、申込ができないと規定いたしております。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 14:03

再開 14:03

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

そこで、今の答弁は32条の2及び32条の3の中で、規定していることなんですよ。具体的な運用はどのようにされていますか。

○ 管財課長

32条の2と32条の3でございますが、掲示板に公告するとき、この旨を必ず明示すること、また売却の実施要領の中におきましてもこの部分を明示し公にすることということで、うちのほうは運用いたしております。

○ 川上委員

それだけなんですか。それだけのことしか、してないんですか。

○ 管財課長

また、これに違反した人等は、契約を無効とする旨も規定いたしております。

○ 川上委員

あなた方は、この「市有地を売却します」と大きく書いた中で、先ほど説明のあったことが申込資格の④まで、③に書いてあるわけですよ。書いてるんだけど、あなた方は、申込者が今読み上げられた暴力的不法行為を常習的に行っている者又は暴力的不法行為を常習的に行っている組織に属する者であるかどうか、どうやって見分けるんですか。

○ 管財課長

これにつきましては、自主的に辞退を促しているところでございまして、どうやって見分けるかということでございますが、個人情報保護の関係から大変難しいので、今の確認はなかなか難しいところでございます。

○ 川上委員

部長、今ね、自主的に辞退を促しているという答弁なんですよ。間違いはないですか。

○ 総務部長

先ほど、管財課長が答弁いたしました。調査権というのは限界がございます。そういった中で、私どもといたしましては、そういったことを掲示する中で、精一杯の作業というところでございます。

○ 川上委員

よく分かりませんね。その課長の答弁を再確認した答弁ですか、部長が。

○ 総務部長

警察の方へのご協力、そういったものについても、お願いをいたしておるところでございますが、先ほど課長が申しました個人情報保護等の関係もございまして、調査権には限界があるところでございます。

○ 川上委員

市民的な感覚から言えば、非常に生ぬるいじゃないですか。今後とも、この方向でいくつもりですか。5月12日ですから、10日くらい前ですけど、福岡県が県有地を売却する際の暴力団排除対策の強化についてというのを発表しましたね。来月から、県有地一般競争入札について対象とするということなんですね。もう、承知されていると思いますけど、その特徴はどうなってますか。

○ 管財課長

福岡県が県有地を一般競争入札で売却する場合に、参加者情報を県警に照会し、暴力団関係者と分ければ入札から締め出す制度を6月から導入するというので、県にも確認したところでございます。その目的もお尋ねしましたところ、県有地が暴力団側に渡り、転売などによって資金源にされるのを防ぐのが、主な目的だということでございます。

○ 川上委員

そうなんですね。最近の暴力団の公有地に対する関心というのは、転売利益です、中心は。それでこれがかなり深刻になっておるということで、福岡県が着目してこういう強化対策を打ったんだけど、内容上の特徴は今言われたように、県警に照会して、個人情報という枠を超えていますよ。そして排除すると、だいたい暴力団であるかないかを調べるのに、個人情報とかあるんですかね。発表してるでしょう。それで、まだあるんですよ、福岡県のあれは、落札決定時において、落札者が暴力団関係者に該当する疑いがある場合は、疑いがある場合ですよ、契約締結を留保し県警協議のうえ再調査を行い、契約締結の可否を決めるとあります。それから、売買契約書において、風俗営業等への転売等の禁止については、従来の5年間から10年間に期限を延長する、暴力団の排除の徹底という観点から新たに暴力団の事務所に限らず、その他これに類するものについては、期限を定めず供することができないとしたと、後に縷々あるわけです。期限を定めないわけですよ、転売とかについて。ということは、売買が終了した後も、一定期間どうなるかということを見ておかないといかんわけですね。あなた方は、この間に少なくとも指名競争入札で11件土地を売っておるんですけど、こういった角度で継続的にとらえておりますか。質問します。

○ 管財課長

現在、市有地の売却につきましては、契約上の中では特約事項は設けておりません。今言われるように、転売禁止とか、住宅目的とか特約事項は設けておりません。

○ 川上委員

そこで、自主的に辞退を促しておるということでは、率直に言って言葉は良くないかもしれませんが、餌食になりますね、はっきり言って。ですから、福岡県のこれがどのくらいの力を持つかというのが、まだ分かりませんが、福岡県がこういうものをしなければならぬと思ったような危機感を持って、県の対策強化策も踏まえて、市有地売却については対策強化を図るべきだと思うんですけど、どうでしょうか。

○ 管財課長

委員言われるように、今後は県などに確認いたしまして、県警ともご相談しながら、県並みにするように努力はしたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

おはかりいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「鯉田工業団地造成に係る土地売買契約の締結について」、報告を求めます。

○ 総合政策課長

「鯉田工業団地造成に係る土地売買契約の締結について」でございますが、本市では、雇用の促進及び定住人口の増加を図ることを目的に、産業振興の一環として企業誘致を積極的に推進しているところであります。そのような中、最重要課題であります鯉田工業団地造成計画につきまして、三菱マテリアル株式会社との土地売買契約を平成20年3月25日付で締結いたしましたので、ご報告いたします。購入面積 412,877.62㎡、土地売買代金は1,471万4千円でございますが、三菱マテリアル株式会社は本市に対して負担する鉾害賠償金額が同額の1,471万4千円となっておりますので、実質的には無償での取得となっております。なお、土地売買契約書、位置図、それから字図等、6ページにわたり資料を添付しております。以上、簡単ではありますが、報告を終わらせていただきます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

この「土地売買に関する合意書」それから「平成20年1月23日付乙文書に基づき」となっておりますけど、この文書はどうなってるんですかね。この土地売買契約書はわかるわけですけどね、標題に「平成19年7月20日付締結の土地売買に関する合意書及び平成20年1月23日付乙文書に基づき売買契約を締結する」となってるんですけど、この基本合意書それから乙文書というのは、特段に何かいろいろ事細かく書いたやつがあるわけですかね。

○ 総合政策課長

特段、細々に書いてある文書ではございません。

○ 兼本委員

売買契約書は、こういうふうに書いてありますと、これらと一体となった契約書だろうと思うんですよ。私どもに提出されているのは売買契約所の一部であって、全体の売買契約書ではないと思うんですけど、この合意書と乙文書は、何か我々に資料として提出するのに、ことさら出したら具合が悪いところがあるわけですかね。なければ、コピーかけていただければと思いますが、いかがですか。

○ 総合政策課長

特段、他意はございませんでしたので、これにつきましては提出させていただきます。

○ 兼本委員

私は、この売買契約所の中の合意書及び乙文書というのも、ひとつの売買契約と一体になったやつだろうと思いますので、今聞きましたら、特段に提出するのに支障はないということで

ございますので、資料として要求させていただきたいと思いますが、お取り計らいをよろしく  
お願いいたします。

○ 委員長

執行部にお尋ねしますが、ただ今、兼本委員から要求のあっております資料は提出できます  
か。

○ 総合政策課長

提出いたしたいと思います。

○ 委員長

おはかりいたします。ただ今、兼本委員から要求のありました資料については、要求するこ  
とにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩します。

休憩 14 : 15

再開 14 : 23

委員会を再開します。

○ 兼本委員

この中の9条に、「鉱害賠償及びその他損害賠償不請求」というのがあるんですよね。建設委  
員会が2日前にあったらしいんですけど、この際、鉱害が発生した時どうするのかというよう  
な質問に対して、三菱マテリアルと相談して云々という答弁があったやに聞き及びました。で、  
この売買契約書を見ますとですね、一切の請求はしないということになってるんですね。それ  
で、今言う乙文書とかにそういうのがあるのかなと思ってお尋ねしてるわけですけど。建設  
委員会でそんな答弁があっていた、誰か建設委員会、出てましたか。総合政策課、出てまし  
たか。出てない、そしたらそれはいいです。言った言わないは建設委員会のことだからわから  
んけど、そういう答弁をした、と。今日も確認したら、そういう答弁があっておりましたとい  
うことを言っていましたけどね。ちょっとそここのところを整理して、もしも建設委員会でそ  
ういうことを言っていたら、建設委員会の会議録を訂正しておかないと、売買契約でおかし  
いことになりますからね、確認しておいてください。

それで、先ほど川上委員が言いましたね。私は初めてこの図面を見たんですけど、何かこ  
の2箇所「ギロ」がある。ギロというのは、昔の石炭の粉のベトベトしたようなやつだろ  
うと思うんですけど、ギロが2箇所あるというのは既に承知のうえで売買されたのだら  
うと思えますけどね、前の財務部長は、これを土壌改良するとか何かで5億円くらいか  
かるという話があったということを、川上委員はあったということを聞いたと、私は  
覚えがないのやけど。どうですか、本当にこの土壌改良をやるのに、例えば上下  
水道局は土壌改良をやる時は水を固めるやつを穴掘って入れてからやっています  
よね、あれは5億も10億もかかるようなものじゃないけど、これをやるのに5億  
円かかる、と。2箇所やるということは10億円になるわけですけどね、とん  
でもない金額になるように思うわけですけど、その点はどういうふうないきさ  
つか、誰かわかる人、答弁してください。

○ 企画調整部長

確かにその当時におきましてはギロバックが2箇所あるということで、委員の  
皆様にもご報告していたと思います。しかしながら、その後、本市としましてボー  
リング調査とかその他の調査を入念に行いまして、さらには地質学の専門の  
大学教授とも十分に相談させていただいた中で、ある程度の改良を行えば、  
その部分については工業団地として活用ができるというご意見も頂いて  
おります。従いまして、ある程度の改良工事をした中での造成工事を進  
めていきま



して、ギロについてもこのように工業団地として活用するし、さらに土地の問題がある部分につきましては、道路とか駐車場というような部分での転用を考えているところでございます。

○ 兼本委員

売買契約所の報告ですからね、あまり込み入った質問をするのもいかなものかと思えますし、またいずれ質問する機会もあろうかと思えますけど、「一部改良すれば」という答弁ですけど、簡単に言ってどのくらい予算が要るのか、そして、この市民経済委員会に出た図面を見ますとね、この図面でいうギロのところちょうど、区画の中に入ってるわけですよ。で、あなたが言う駐車場とか道路じゃなくして、こっち側の何も無いようなところが調整池になって、ここは何ですかね、分譲する予定のところだろうと思うんですけどね。これだけですわからわからないんですよ、私も。売買契約所の報告でこんなこと言うのもいかなものかと思うけど、その点はだいたい、大丈夫なんですかね。一部、どの程度の改良というのが、5億円が1億円で済むのか、例えば何千万円で済むのか、5億が4億になるのかというようなことが、それによって造成費が、かなりの金額があがってきますからね。新聞の記事でいう20億円というのが、そういうものまで含んだやつなのか。その点、あまり突っ込んだ答弁もしにくい、これは所管が市民経済委員会でしょうから答弁しにくいかと思えますけどね、言える範囲内で結構ですから、どうなっていますか。ちょっと教えてください。

○ 委員長

資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

( 資料配付 )

○ 企画調整部長

当時の財務部長が、ギロバック2箇所を改良するには5億円程度の金額が必要ではないかなというようなお答えをしたと思います。これはあくまでも予定の金額でございまして、その後我々が、市のほうが調査しまして、そして大学の教授と打ち合わせました結果、ある程度の改良をすれば、このギロについても工業団地として活用できるというようなご見解を頂いていますので、そのような方向で事業を展開させていただきたいというように思っております。

○ 兼本委員

今言っても、金額がどの程度になるかというのは正式にきちんとやってみないとわからんと思いますので、ここで幾らになるのかということ突き詰めて答弁求めてもなかなか大変だろうと思いますので、今日はこの程度に留めておきますけど、いずれにいたしましてもね、若干の改良によって工業団地として適正に有効利用できるということですので、そのところがどの程度になるのか、あからさまに所管の委員会等ではよく説明されて、今出ているこのような区画割が本当に良いのか、そのところも含めて今後よく検討していただきたいと思っております。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 川上委員

三菱マテリアルと齊藤市長が土地売買に関する基本合意を得たのが平成18年の11月ですね。そして、平成18年12月議会で1億5千万円の補正予算計上をしたんですね。で、今回の3月25日の契約書を交わすまで1年4ヶ月、足掛け3年かかったわけです。その1年4ヶ月の間に、売ると約束した土地から、有価物が大量に持ち出されてますね。で、売ると言った時から形状も大きく変わっているでしょう。その辺の有価物の持ち出しがどの程度のものであったかとか、形状がどのように変わったのかということについて、お尋ねします。

○ 企画調整部長

今、委員ご指摘の件でございます。当初の予定では、昨年3月31日に売買契約を締結す

るということで進めておりましたが、西田工業が、炭鉱跡地のシャモットの採集を昨年12月末で終了した経過がございます。これを受けまして、本年の3月25日に売買契約をしたんですが、昨年4月1日から12月末までにどれくらいのシャモットを搬出したのかという量的な点につきましては、私のほうは把握しておりませんので、よろしく願いいたします。また、形状につきましては、シャモットを採集しましたことによりまして、当時と比べかなりの形状の変化が生じているというのは間違いのない事実でございます。

○ 川上委員

シャモットを西田工業が、飯塚市が取得するとわかっていた土地から1年間持ち出したと部長は言いたいようですが、持ち出したのはシャモットだけではないでしょう。シャモット以外に、何か他のものを持ち出してるでしょう。確認してますか。

○ 企画調整部長

私のほうが確認しているのは、シャモットと頁岩（けつがん）ということで理解をいたしております。

○ 川上委員

1年間、どれだけの量、シャモットだとか微粉炭だとか持ち出して、それがどれだけの価値を持つものなのかについて、齊藤市長、関心があるでしょう。買うと約束したもののなかから、売ると言った側が価値物を1年間にわたって持っていったわけですから。これはどういうことになりますかね。それを踏まえないで契約書を交わしてるわけですよ。齊藤市長も、まさか平成18年の11月に、一方で行革を決めている時に、こういう大型開発をやるための土地を買うというのが、1年半も土地が買えない、その間に、売ると約束した土地の中からこれだけの、大量でしょう、形状を見ましたけど。そういう有価物を持ち出される、それを何も言わないで契約をしたんですか。

○ 企画調整部長

昨年3月31日の時点において、飯塚市と三菱との話し合いの中で、3月31日でシャモット採りが終わらないかというようなことを三菱と相談しましたが、三菱のほうは西田工業との話の中で、シャモットの採集が昨年12月31日までということの話し合いになりましたものですから、飯塚市も、皆さんのお手元に差し上げてますように、合意書の中で、平成19年の12月31日をもって終了させることで合意したということで、その合意に基づいてその後売買契約を結んだということでございます。

○ 川上委員

私は、市民の感覚で言えば、一昨年11月のはじめに市長が三菱と約束をした段階で、もう土地は市民のもですよ。向こうの理由で契約が交わせなかったわけですよ。向こうの理由ですよ。市の理由じゃないんですよ。それなのに、売ると約束したもののなかから有価物を持ち出していく、そういう内容が不問に付されている契約でしょう。それから、一つひとつの鉱害賠償問題についても、どれを見ても私は、三菱マテリアルを飯塚市という地方公共団体が特別扱いしている、もっと言えば、言いなりになった契約書じゃないかと思うわけですよ。大変なことだと思いますね。

それと、もう一つお聞きしておきたいのは、さっき出した図面ですけど、12月22日、鯉田の方々に説明した時のものです。これはもちろん案だったと思うんですね。で、5ヶ月の間にこういうふうになるわけですよ。これも案ですか。

○ 企画調整部長

昨年12月にお示しした分は、あくまでも案の案でございます。今回、各常任委員会のほうにお示ししている分は、とりあえず計画案でございますが、これにつきましても先ほどご答弁申し上げましたように、再度、市のほうで入念に調査し、さらには大学の教授と相談した結

果、このようなことでの計画図というようになっているものでございます。

○ 川上委員

私は、そのあなた方のいう大学の教授、現職ですか。まあ、教授というんだから現職でしょう。総務委員会に出てきてもらいたい気持ちですよ、はっきり言って。12月22日に住民に提示した図面と、市民経済委員会で配付された図面と、どこがどう違うんですか。変更した観点を聞かせてください。

○ 企画調整部長

12月に示しました案につきましては、ギロバックが2箇所ございます。この鯉田工業団地を造成する中で、広い面積を工業団地として活用し、企業誘致を進めたいというのが本市の考えでございます。従いまして、このギロの部分の何とか改良して工業団地にできないかというようなことを十分に調査して、さらには大学の先生と協議しました結果、ギロの部分については改良すれば工業団地として使えるというようなご見解を頂きましたものですから、ギロの部分については工業団地とするというふうにした次第でございます。さらには、青色で示した部分がございます、新しいほうの資料の青色の部分ですね。これについては、土地の部分に若干の問題があるというご指摘を頂きましたものですから、そこについてはビオトープ、調整池という形で活用するという計画でございます。

○ 川上委員

広い面積を確保するために計画図が変わってる、案が変わったということなんだけど、16ヘクタールは変わってないでしょう。こちら16ヘクタールですよ。おまけに、こちらはオートレース場の駐車場が入ってるじゃないですか。オートレース場の駐車場、これ、どれくらいですか。これ、特別会計から買うわけですか。そこまでしても、広い面積確保にはなってないですよ。それからもう一つ、どういう研究者か、専門家かと思うけど、地盤が不安定だという新しい計画図の調整池のほうは、地山と言ったじゃないですか。地山のほうが不安定で、ギロのほうが安定的なんですか。素人判断からすると、判断までいきませんが、逆に思うわけですね。だから、縄田部長が言われたのは二つ、変更した理由を言われたけど、信憑性がない。で、九州大学ですか、その先生は。その先生を矢面に立てようとしているようだけど、その先生が本当にそんなことを言ったのかどうか。言ったとすれば、その証拠種類も見たい。にわかには信じがたいですね。もともとこれは、平成18年6月議会で道祖 満議員が、ここを工業団地にしたいので譲ってくれ、と。実質無償譲渡してくれということで、三菱マテリアルと合意ができたんだというのを、代表質問で質問したでしょ。その時の、当時の上瀧助役の答弁は、前年までに福岡県の県営工業団地を造ってもらえるように手を挙げていたんだけど、県からは、地盤軟弱につき駄目だということになったんだという答弁だったんですよ、6月議会の時は。会議録を確認したらいいですよ。だから、危ないところを避けて、あなた方はこれを作ったんでしょう。その時も九大の先生なんですよ、あなた方の理屈は。いろいろ相談しました、と。そして良ければ大丈夫ということで、これを作ったんじゃないですか。そしたら、半年も経たないうちに、あなた、でたらめ言ってるじゃないですか。広い面積、全然広くなってない。地盤の問題でも、信憑性に欠けると思いますよ。だから、こういうことのために、そして三菱が契約書の中で書いてるでしょう。「工業用地以外には絶対使わない」と。なぜそこまで三菱に拘束されないといけないんですか。ここは非常に不可解ですね。リサーチパークみたいになったら、ずっと抱えておかないといけないわけですよ。ちょっと脱線したけど、計画案を変更した理由は納得できないので、もう少し丁寧に説明してもらえませんか。

○ 企画調整部長

計画を変更したという理由でございますが、当初はそんなふうに2箇所ということにいたしておりました。しかしながら、今ご覧いただきましたらわかりますように、2箇所という部分

があります。それともう一点、工業団地として一番中央の部分にあるということからしまして、今から工業団地として造成する、そして企業誘致を進めるには、どうしても中央部分を工業団地として活用するというようなことから、再度調査しまして、大学教授とも相談した結果、ここはある程度改良すれば問題はありませんよというような見解も頂いております。そういうことからしまして、その分は工業団地として活用する、さらにはそれを活用することによって面積が若干なりとも増えたというようなことをごさいます。地質につきましても、先ほどからご答弁申し上げてますように、大学の教授と十分に話し合いをさせていただいた結果、大丈夫であるというような見解も頂いております。しかしながらビオトープについては、どうしてもその部分は地質に問題があるから、ここは調整池として活用したほうがいいですよということでありましたものですから、市もそのような計画をしたわけをごさいます。

○ 川上委員

もうあんまりなんだけど、これを作った時も、その教授のアドバイスを受けて作ったわけですよ。で、これもそうなんですよ。では、この教授の頭の中で何が起こったんですか、5ヶ月間で。それで、その九大の教授、専攻と名前を教えてください。

○ 企画調整部長

ギロの部分は、ある程度改良すれば活用できますよということなんですね。で、計画の前は、改良ということは想定いたしておりませんでした。そういうことからして、改良知れば活用できますよということで、改良して活用するということをごさいます。それともう一点、大学の教授でございますけれど、名前をここで言っているのかどうか分かりませんが、過去の委員会の中でも言ってますように、九州大学の江崎教授でございます。下の名前まで私、記憶にございませんが、江戸の江に長崎の崎、江崎教授でございます。専攻は地質学ということで理解はいたしております。

○ 川上委員

自分で説明して理屈が立たないってわかるでしょ。それで、あえて言えば、素人的に言うると、改良すれば使えるというわけですから、改良の費用がうんとかかるというだけの話なんです。だからこれは、工事費が増えるように計画を変えたんじゃないですか。だから、こういうふうにしたいと、それが出来るかどうかを教授に聞いたんでしょう。そしたら教授が、こうしたら出来ますよという、あなた方の期待するようにアドバイスをしたわけですよ。こんな重大なものを、たった一人の専門家の意見を聞いて、それを金科玉条みたいに、よくもまあ、総務委員会で言えると思いますよ。普通、審議会とか、そういうところにかけるんじゃないですか。しかもオープンな場で。この人も、仮にも学者なら、オープンな場に出てきて、公然と市民にも説明がつくような話をできるんじゃないですか。そのことを指摘して質問を終わります。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 藤本委員

ちょっと、しゃべらないでおこうと思ってましたが、縄田部長がちょっと、認識といいますか、この件、ちょっと説明しましょう。ギロバック、基本的にギロバックというのは、もともと堤ですよ。いいですか。これは、一番怖いのは湧水ですよ。それから雨水です。それに浸水液。ここには、上からどどん水が溜まってくる場所。この土地をやりかえるのに、お金がかかると当時の財務部長は言ったわけですよ。これは当たってるんです。ただし、当時の財務部長は5億円とか、5億円以上かかります、だったんです。これは間違いないと思います。これ、認識しておいてください。恐らくそのくらいで、やりかえないといけない。そして今、小山があった部分を、恐らく単純にですよ、このヤバい土地をとって、ギロをある程度取って、そこに小山の土を入れて終わらせようという算段ですよ。一番簡単だから。でも、ここをあえて

調整池にしたのは、いいですか、ここの下に、盗掘ですね。いわゆる盗人掘りした箇所がいっぱいあるわけですよ。だからここに池を造ろう、と。これが本当でしょうが。もう、隠さないでくださいよ。あらかた知ってますよ、これ。三菱の連中がはっきり、それ言ってるんだから。だから、もう隠す必要はない。きちんと言ってもらったほうが、話が進むんですよ。いつも言うように、きちんとして当たり前にしゃべったほうがいい。これだけ言うときます。あえてこれ以上言わんけど。いいですか。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地域公共交通協議会の開催について」、報告を求めます。

○ 総合政策課長

「飯塚市地域公共交通協議会の開催について」でございます。平成21年4月の全市的なコミュニティバスの運行開始に向け、本年3月25日に、第1回飯塚市地域公共交通協議会を開催いたしました。本協議会委員につきましては、2月22日に開催されました、総務委員会において委員名簿(案)を資料として提出しておりましたが、自治会連合会の推薦する自治会長を当初6名、旧飯塚市2名・旧4町地域から各1名とし、総数21名としておりましたけれども、各地域の市民の皆様から幅広くご意見を聞かせていただきたく、種々検討した結果、市民代表として、飯塚市全地域の中学校12校区地域から自治会長各1名の推薦を受け12名とし、総数27名の委員で協議会を運営することとしております。また、「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」の認定書を九州運輸局長から飯塚市地域公共交通協議会会長が4月15日付けで受理しております。これに伴い、国土交通大臣へ「平成20年度地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金」の交付申請を行い4月25日付けで国庫補助金の交付決定を受けております。なお、コンサルタント委託につきましては、5月13日に指名競争入札を実施し、日本工営株式会社に決定いたしております。今後のスケジュールといたしましては、6月初旬頃に第2回目の協議会を開催する予定であります。資料として委員名簿を添付しております。以上、簡単ではありますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市内における拳銃使用による建造物損壊等被疑事件について」、報告を求めます。

○ 総務課長

「飯塚潤野における拳銃使用による建造物損壊等被疑事件」について、ご報告いたします。事件の発生時刻、場所及び概要につきましては、平成20年4月19日午後8時30分頃、飯塚市潤野地内におきまして、何者かにより建設業「坡平産業」社長の坡平忠一氏宅に向けて、拳銃により銃弾数発が発砲されたものであります。その後、同日及び翌日未明にかけて犯人が使用したと見られる自動車及び「坡平産業」の関連会社のパッカー車の車両火災が続けざまに発生し、その関連を警察において捜査中でございます。事件発生から今日までの対応としまして、4月20日、日曜日に飯塚署が潤野小学校を訪問し教育委員会及び学校と今後の対応を協議しました。また、4月21日、月曜日に副市長、総務部長が飯塚警察署長を訪問し、今後の

厳重警備、早期解決の要望を強く行ったところでもあります。なお、同日総務部長、市民環境部長が地元自治会長を訪問し協議を行っております。具体的対策といたしまして、警察におきましては発砲現場での機動隊員の配置、潤野小学校前の制服警官の配置を行い、周辺の厳重警備を続けております。また、教育委員会では、学校、PTA、自治会との登下校時における校区巡回、保護者への文書配布による注意喚起を行うなどの対策を講じております。

暴力追放、生活安全の推進に取り組んでおります市としましては、今回の発砲事件は通学路にもなっている場所であり、まことに遺憾なことであることから、5月9日、金曜日に開催いたしました「暴力追放・生活安全推進住民会議総会」におきまして「飯塚潤野における拳銃使用による建造物損壊等被疑事件」に対する暴力追放緊急決議」を行い、暴力追放についての決意を新たにしたところであり、今後も警察をはじめとする関係機関、団体等と連携し、暴力追放運動を積極的に展開していく所存であります。以上、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

市長に一点だけお尋ねしたいと思うんですが、住民会議の定例の総決起大会とは別に、このことも受けた形で、臨時の総決起大会、それから市中パレードといいますか、行進ですね、などを含めて、この決議の具体化をする必要があるのではないかと思います。今、その考えはありませんか。

○ 総務課長

今、委員の申されました点につきましては、5月9日の同総会におきましておはかりをいたしておりますが、緊急決議の形で今回、決意表明をいたしておりますので、今後、警察の捜査、取り締まりの進展と事件の推移を見守りながら、どうしても事件が沈静化しない、もしくは連続して起こるようなら、改めて臨時大会の開催について検討するという方針を、総会で確認しているところでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「本町商店街他における火災について」、報告を求めます。

○ 総務課長

飯塚市本町地区におきまして、大規模火災が発生いたしましたので、その概要を報告させていただきます。平成20年4月21日、月曜日、午後3時20分頃、飯塚市本町地区において発生した火災は、本町商店街、樽屋町通り、恵比寿通りの建物密集地域を延焼し、消防署、消防団、自衛隊の懸命の消火活動により、およそ5時間半後の午後8時58分により鎮火したものであります。

火災発生時から今日までの市の対応といたしましては、延焼中の午後5時15分に市長を本部長とする「本町商店街他火災被災等対策本部」を市役所内に設置し、直ちに避難所を開設すると共に、危険箇所の封鎖を行いました。また、翌22日には18項目に及ぶ市の支援策の検討に入り、24日に決定、25日に被災者の方々への説明会を実施する共に、瓦礫の撤去に向けた被災者の会との協議を行ってきたところです。今後は、建設関連事業者ボランティアや企業、個人ボランティアを活用した火災廃材の撤去等を5月中に行い、その後の測量、解体作業、

完全撤去に至るまで被災者の会を側面から支援し、将来の復興に向けて可能な限り努力することといたしております。

なお、提出しております添付資料中、2ページでございます「被災状況調べ」につきましては、5月13日現在の数字となっておりますので、今後変更となる可能性がございます。以上、簡単ですが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 川上委員

私がこの火災について特に思いますのは、一つは危機管理体制の問題なんですね。もう一つは災害弱者の避難支援の問題です。ほかにもいろいろあるんですが、特にこの二つの点で教訓を引き出しておく必要があるだろうと思うんです。で、危機管理の問題について言えば、この日は齊藤市長が公務出張で市内におられなかった。で、帰飯されて直ちに対応されたと思うんですが、この危機管理体制がどうだったかというところをお聞きしたいと思います。それから災害弱者の問題については、不幸中の幸いというべきか、けが人、それかたもちろん死者もないということだったんですが、市としての教訓の引き出し方があろうと思うんですね。この辺は、まだ時間もあまりたってませんのでどうかと思いますが、今の段階で聞かせてもらえることがありますか。

○ 総務課長

危機管理の点でございますが、今回、3時20分に本町において火災が発生したという連絡を受けております。直ちに消防主務者が火災現場に参りまして、その後、火災現場のほうには午後4時に野見山総務部長と私どもと、行っております。4時半には副市長が火災現場のほうに参りまして、その後、齊藤市長が午後5時に火災現場のほうに参っております。5時10分に対策会議を開始いたしまして、これには部長12名と関係課長が出席いたしております。5分後の5時15分に、本町商店街他火災被災等対策本部というものを設置いたしまして、ただちに避難所を2箇所、中央公民館と飯塚公民館に開設いたしまして、その後、火災が鎮火して避難誘導をと思っておりましたけれども、暗くなつてはいけないということで、6時過ぎには担当主務者等が現地に参加して避難の呼びかけを行いまして、明るいうちには避難所に周知ができたものというふうに考えております。今回の危機管理上の問題といたしましては、市長・副市長等への連絡体制、もっと早くできる余地があったのではないかとこのふうには考えておりますけれども、しかし、今回は比較的速い連絡・通報体制ができたのではないかと考えております。

また、避難者につきましても、21日、当日は13名の方々がそれぞれ2箇所の避難所にお移りになりましたけれども、これについても早い時期に避難者を収容できまして、結果的には良かったのではないかと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 柴田委員

この度の火災の件で、私も現場に行かせていただきましたけれども、市の職員の皆様、徹夜、通日間続きながらしていただいたことに、本当に感謝の思いがあります。そして、私も公民館のほうを回らさせていただきました。早速、数台の電話がすぐその日に付いておりまして、親族の方に電話していらっしゃる方がおられて、そういう手配もよくしてあるなと感じました。本当に大変な本町商店街、それから東町商店街と、空洞化が進む中で、何か新しい変化が起こっていかないのかと今日まで思っております。その中においての大火災でした。ある哲学者の方の言葉に、「大難起こって大善来る」というのがあります。この火災が本町商店街、東町商店街

の発展の起爆剤になっていくように、市のほうに支援していただきながら、早速融資の計画もいただいておりますが、更なる知恵や工夫、またご支援を頂いて、商店街の開発に力を注いでいただきたいと思います。市長の決意をお願いいたします。

○ 総務部長

本町商店街、恵比寿通り、樽屋町がございますが、商店街だけではなくて飲食店等々のお店や空き店舗の多い地区でございます。被災者の方たちも、今、一体となった取り組みということで会を設置されまして、まずは片づけをしよう、それから全体的な今後に向けての、ということでございますので、市といたしましても、これについても協力は惜しまずにやっていこうということで考えておりますので、ご理解のほど、よろしくをお願いいたします。

○ 柴田委員

今後も支援をぜひ、お願いいたします。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 兼本委員

今回の火災のところは、樽屋町、恵比寿通りと、俗に言う昔の飲み屋街のところ。で、あの一帯だけを新しく復興しようといっても、本町商店街にも若干店がありますけれども、あの一帯だけをどうしようといっても、なかなか大変だろうという気がするわけです。この際、飯塚市の火事ということで、まちづくり三法の中で中心商店街の活性化という形の中で、大丸の跡地、それから福銀の駐車場になっているところ、そして、あの一帯全体を見渡して、本町商店街、それから永楽町商店街等々、あまり「飯塚市が」というと市が主体になってやらないといかんですけど、ディベロッパーなんかを集めて、あの一帯を全体として開発したらどうかという気がするわけです。昭和通りから道がありませんけど、信用金庫の駐車場がありますね。あの駐車場をお願いすれば、あれは道路として提供してくれるだろうと思うんですよ。だから、そういう形の中で全体計画を見てまちづくり、と。飯塚市がひとつ、県にでもお願いしてですね、モデル地区というような形でやれば、国の補助としても出来るんじゃないかという気がするわけです。これは「気がする」だけで、どうかわかりませんが。それにしても、地元の商店街の皆さんが、いかに新しいまちづくりをやろうかということの熱意がないと、これはできません。だから、そういうふうなことをやっぱり、今は復興、後片付けで大変だろうと思えますけど、先を見てですね、やっぱり商店街の皆さん達に、例えば商工会議所を通じてでも結構ですけど、皆さんで力を合わせてまちづくりをやったらどうかということ。この間、歩行者の調査も出ておりましたけど、相当数、数が減ったという調査が新聞紙上に出ておりましたね。だから、今のままの状態であそこをどうしたとしても、飯塚市の中心商店街の発展にはつながらないと思うんですよ。だからこの際、商店街の皆さんたちの意気込みがどの程度あるか知りませんが、そういうことをやると、市としても後片付けに対する補助とか何とかいうものが大手を振って出せるのじゃないかと思うわけですけどね。そういう面でひとつ、どの課がやるのかわかりませんが、地元の商店街の皆さんとよく協力し、あるいは商工会議所のほうにも話をされながら、一体となって全体のまちづくりというような目でやっていただければ、何らかの道すじはあるんじゃないかという気もするんです。口で言うのは簡単ですけど、やるとすればなかなか大変なことだろうと思えますけどね、ひとつそここのところの知恵を絞って、中心商店街のまちづくりというような形で、魅力あるまちにすれば集客もできるんじゃないかと思うわけですけど。どの課になるかわかりませんが、ひとつ、ぜひ、職員の皆さんの良い知恵を絞って取り組んでいただきたいと思います。ことを要望しておきます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。



○ 永露委員

今回の火災に対して、18項目にわたる手厚い支援策がなされたことについては、これはもう素晴らしいことだと理解をしております。ただ、どうなんですかね、いろんな火災等を含めて災害がございますけれども、自然災害もありますし、いろんな災害があると思うんですけれども、例えばこういうふうに市として支援をする、何か基準的なものはあるんですか。火災は火災でたくさん起きますけれども、じゃあ、一般的にいえばこういう大規模火災とか、通常の火災もありましょう。でも、火災が発生して受けた被害、1軒1軒からすれば全て同じだと思うんですけど、そういった場合の支援策というものも含めて、どういったものについて、どういう条件であればこういう支援策を行える、行う、というものが当然あるだろうと思うんですけど、ございましたらお示してください。

○ 総務課長

今回のような大規模な火災につきましては、大規模事故といったくくりで考えております。すなわち、例えば航空機事故、列車事故、放射線事故、ガス爆発、こういったものの一種とされております。この場合、市長は事故の状況から判断いたしまして、災害対策本部の設置など適切な配備体制をとりまして、応急対策活動に必要な班を配備することというふうに従来からいたしているところでございます。そうしたところから、今回、災害対策本部を設置したわけでございますが、平成9年の東町火災におきましては、全焼が12棟、半焼が3棟、部分焼3棟、ぼや1棟、焼損面積3,598㎡でございました。東町におきましては罹災世帯が8世帯、20名、店舗数にしまして全焼が16店舗といったような規模でございました。このような大規模な火災に際しまして、一律に基準を設けるといのは大変難しゅうございますが、一つはこの東町火災の例が応急対策活動に必要な班を配備するために、災害対策本部を設置する一つの判断基準というふうに考えられると思っております。また、市が行っております18項目の支援策でございますが、この支援策の大半は、通常の1軒とか2軒の住宅火災におきましても行っているところでございます。今回は平成9年の東町火災と、平成15年の水害時の市で行いました支援策を参考といたしまして、災害対策本部で検討したうえで実施したものでございます。こうした過去の大きな災害と、通常の火災の場合との支援策の均衡を考えれば、今回の措置は妥当なものではないかというふうに判断しております。

○ 永露委員

今回の支援対策が、私も妥当であると、そのことについては異議がないんです。一つ確認ですけど、さっきちょっとわからなかったんですけども、いわゆる大規模火災、また通常の火災もありましようけど、そういう場合においても基本的にこういう支援策については何ら変わりはない、同等の支援をこれまでも行ってきたし、これからも行うという理解でよろしいでしょうか。

○ 総務課長

通常の小規模の住宅火災において焼け出された方が出た場合は、初動において総務課が対応いたしまして、その後は社会・障がい者福祉課の援護係の部署が、同じような支援をやっているところでございます。ただ、通常の火災の場合と今回は違う点がいくつかございます。例えば、18の支援内容のうち一番目でございますが、融資制度等の事業支援、こういったものについては通常、1軒2軒の住宅火災ではやっておりません。以下の、例えば水道料金の減免、3番目の固定資産税・市民税の減免、以下4番・5番・6番の支援策については、通常の火災においても支援しているところでございます。その下の7番の児童・生徒への対応でございますが、これは平成15年の時には救助法が適用されましたもので、実施いたしておりました。今回、本町商店街の火災においてもこういった対応をとっているんですが、これについては新しい取り組みではありますが、今後、通常の火災があった場合でも引き続きやっていく考えで

ございます。それから、その下の災害見舞金の交付でございますが、これは通常火災の場合でも見舞金は出しております。ただ、今回のように、いわゆる出店、居住者ではないけれども出店だけ経営していらっしゃる方に見舞金を交付するというのは、このような大きな災害があった時だけでございます。そういった違いはございます。それから、その下のし尿処理料の減免についてでございますが、これについては通常火災の場合でもやっているところでございます。それから、10番目の市営住宅への入居の斡旋でございますが、これも通常火災の場合でも同じような支援をやっております。11番目の支援策の周知については、これは被災者が広範囲に及びましたのでやっておりますが、もちろん通常の場合にはやっておりません。それから、本町・東町の駐車場の定期券で利用されていらっしゃる方の減免でございますけれども、これについては通常火災の場合には実施いたしておりません。また、同じように、ボランティアのための本町駐車場の無料使用についても、これは通常火災の場合にはやっておりません。それから廃棄物の処理でございますが、特に焼け残った木材等、そういったものを含む可燃物の処理について、通常火災についてはやっておりません。これは今後の検討課題ではないかと考えられますが、現在のところは通常火災の場合にはそういった受け入れはやっていないところでございます。以下、中・長期支援あるいは相談窓口、こういったものは通常であれば先ほど申し上げました、福祉の部署の援護の担当が、こういったご相談を承っているところでございます。今回、その下にボランティア関係の支援がございますが、これについても通常はございません。それから最後になりますが、保育料の減免でございますが、これにつきましては今回、新規の取り組みでございます。ただ、今後、通常火災があった場合についても、今後検討していきたいと考えております。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、2件一括して報告を求めます。

○ 管財課長

まず1件目ですが、「愛生苑」と書いてある図面を見ていただきたいと思います。去る3月26日ですが、午後4時50分頃、高齢者支援課職員が公務先へ向かう途中、養護老人ホーム「愛生苑」の正面玄関前の信号機及び停止線のない丁字路を右折する際、公用車を道路の左脇に寄せ徐行していたところ、ウインカーによる右折の合図をしなかったことにより、後続の相手車両が公用車の追い越しをかけ、この追い越しに気付かず右折しようとしたため、相手車両の左後部に接触し、双方の車両が損傷したものです。双方に人身のケガはなく、車両の損傷の程度は、公用車は右フロントフェンダー等、相手側は左リアフェンダー等の修理が必要です。事故の原因ですが、市職員が右折する際にウインカーによる合図不履行及び後方確認を怠ったことが主たる原因であり、先日示談が成立しております。過失割合は、市100%であります。

2件目ですが、去る4月28日、午後1時45分頃、穂波支所経済建設課職員が、平恒現場詰所に作業機材を取りに戻る途中、市道の平恒・鳶ヶ浦・堤尻線の信号機及び停止線のない見通しの悪い丁字路でございます、そこに書いてありますとおり、巻き上げ機台座のところでございます。この丁字路につきましては、左側が高くなっていてスピードが出てくるところでございます。側道から出てきた自転車の側部に公用車の前部から衝突し、公用車及び相手自転車を損傷し、相手方に全治1週間程度のケガを負わせたものです。市側に人身傷害はなく、車両についてはフロントガラス全損及びヘッドライト下部パネル脱落で、相手方は頭部打撲及び足打撲等で1週間の人身傷害でしたが、近頃まで、先週ですけど、現在も足の治療で整骨院に通院加療中であります。事故の原因ですが、市職員の前方不注意が主たる要因ですが、この事

故に係る損害賠償につきましては、現在相手方が通院加療中であり、通院状況を見ながら協議してまいりたいと考えております。

職員の交通事故防止につきましては、常に安全運転に心がけるよう注意を行っております。さらに、当該職員はもとより、ほかの職員につきましても安全運転をするよう指導いたします。以上、簡単ですが公用車による交通事故の報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 兼本委員

定例会ごとに、毎回この交通事故があつてるんですよ。今、本会議場では担当の課長が交通事故の報告をしていますよね。これを、事故を起こした本人、本会議場で「こういう事故を起こしました」ということで、報告を本人にさせれば、抑止力が若干でも効くんじゃなかろうかと思うんですよ。交通事故は、起こそうと思って起こしてるわけじゃないんですけどね。しかし、それにしても毎回、定例会ごとに報告があつてます。無い定例会がありません、今まで。前回の定例会の時も言おうかと思ってましたけど、本会議場で言おうかと思いましたが、言わなかったから、委員会で言おうと思って。これは、担当課長の前までは管財課長が全部、本会議でも報告してたんですよ。それを担当課長に、担当課長が職員に「交通事故に注意しなさいよ」と言って抑止力が出るんじゃないかということでしたけど、依然として減りませんので、事故を起こした本人に本会議場で報告させるということを、ひとつぜひ、「やれ」と言ってるんじゃないですよ。検討してみて、「こうなってるぞ」と言うだけで、かなりのあれですから。これで減らなかったら、来年からはそうなるかもわからんと言うだけでも大したものですからね。ぜひ検討してみてください。要望です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。